

会 議 の 経 過

開 会 午前 10 時 00 分

平成 25 年 9 月 10 日 (第 1 日目)

議 長 (青木幸保君)

ただいまから、平成 25 年第 3 回平泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、監査委員から平成 25 年 5 月分から 7 月分までの現金出納検査、平成 25 年度 7 月定期監査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、教育長から平泉町教育委員会事務事業等に関する点検評価報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、閉会中の報告事項については、印刷してお手元に配布したとおりですので、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

議 長 (青木幸保君)

次に、一部事務組合議会議員から一関地区広域行政組合議会の報告を求めます。

一関地区広域行政組合議会議員、大内政照議員。

2 番、大内政照議員。

2 番 (大内政照君)

それでは、一関地区広域行政組合議会の報告をいたします。

お手元の諸報告の 53 ページをお開き願います。

一関地区広域行政組合議会について、その概要を次のとおり報告いたします。平成 25 年 9 月 10 日、一関地区広域行政組合、ここで一部訂正がありまして、議員、阿部正人とありますが、副議長です。と議員、私、大内政照です。

次のページをお開き願います。

第 22 回一関地区広域行政組合議会の定例会が平成 25 年 7 月 30 日、火曜日、午前 10 時から行われました。場所は一関市役所です。付議事件の前に実は一般質問がありまして、5 人の議

員から登壇の上、質問されております。主な内容を報告いたしますと、新一関清掃センター建設についてということで、一関清掃センターが大分古くなったということについての質問でした。それから汚染牧草の焼却についてもございました。大東清掃センターで汚染牧草は焼却しておりますが、その件に対して大丈夫かどうかという確認の質問です。それから、同じくその件について住民の合意は取り付けてあるのかどうか、要するに、付近のですね、というような質問もありました。また、所得の少ない高齢者も安心して利用できる介護制度等についての介護保険についての質問もありました。

こういったことがありましたので、詳細につきましてはホームページから一関地区広域行政組合、平泉町のホームページからですね、一関地区広域行政組合のバナーをクリックしていただいて、中に入りますと議事録がありますので、詳細についてはそれを確認していただきたいというふうに思います。

付議事件の（１）認第１号、専決処分について、これについては５４ページ、それから裏に記載がありますが、一関地区広域行政組合一般職の職員の給料の特例に関する条例についてです。一般職の職員の給料の特例については、一関市一般職の職員の給料の特例に関する条例の規定の例によるということで、この条例は平成２５年７月１日から施行するということです。これについては賛成多数で認定になりました。

（２）認第２号、平成２４年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、それから認第３号、平成２４年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この２点についてまとめて説明いたします。結論としましては全員賛成で認定されております。それはちょっとあとの方でやりますので、まずこのページの説明からいきます。

（４）議案第８号、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について及び（５）議案第９号、平成２５年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第１号）、それから（６）議案第１０号、平成２５年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第１号）ということで、この（４）（５）（６）は、（４）については全員賛成、それから（５）（６）については賛成多数ということで認定されております。

続きまして、平成２４年度の一般会計、特別会計歳入歳出決算書について説明いたします。

５５ページからですが、５６ページお開き願いたいと思います。

これは総括表において説明させていただきます。

まず、一般会計の歳入についてです。予算については２６億３,１１３万円、決算額については２６億５,６５７万１,１７０円ということで、プラス２,５４４万１,１７０円です。同じく一般会計の歳出につきましては、予算は２６億３,１１３万円、決算額は２４億８,１２２万６,２４１円ということで、１億４,９９０万３,７５９円のマイナスです。

次に特別会計、そのうちの介護保険特別会計の事業勘定について、歳入は１３８億３７９万８,０００円の予算に対して決算額は１３４億４,０８９万３５３円、この増減につきましてはマイナス３億６,２９０万７,６４７円となっております。歳出につきましては、予算は１３８億３７９万８,０００円です。決算額は１２９億９,７６０万９,８６７円となりまして、比較増減はマイナスの８億６１８万８,１３３円となります。

次に、介護保険特別会計のサービス勘定について話しますと、歳入につきましては、予算額は3,660万7,000円です。決算額は3,778万7,983円となりまして、プラスの118万983円、次に歳出につきましては予算額3,660万7,000円に対しまして決算額は3,259万2,647円です。比較増減を見ますとマイナス401万4,353円となります。

合計を見ますと、歳入につきましては予算額164億7,153万5,000円に対して決算額は161億3,524万9,506円、比較増減につきましてはマイナスの3億3,628万5,494円です。歳出につきましては、予算額164億7,153万5,000円に対して決算額は155億1,142万8,755円です。比較増減はマイナスの9億6,010万6,245円となります。歳入歳出差引残額としましては6億2,382万751円となります。

続きまして、57ページからはその明細となります。これは一般会計の決算書の明細と、60ページ以降は明細です。こちらが事項別明細書となります。これについては、お目通しをお願いしたいと思います。

次に、75ページからは介護保険特別会計の歳入歳出決算書となります。これについてもお目通しを願いたいと思います。

それから95ページをお開き願います。

こちらにつきましては、平成24年度一関地区広域行政組合一般会計、介護保険特別会計歳入歳出決算及び定額の資金を運用するための基金の運用状況を示す書類の審査意見についてということで監査委員から報告がございます。内容についてもお目通し願いたいと思います。

それから107ページ、こちらは議案第8号になりますが、一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてということで、国の指針によりまして介護保険の条例が変わったのに併せて条例を変更したということで、対照表が108ページにありますので、ご覧願いたいと思います。

それから109ページをお開き願いたいと思います。

議案第9号です。平成25年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）となります。これについても明細をお目通し願いたいと思います。

113ページをお開き願います。

議案第10号、平成25年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）です。これについても明細についてはお目通し願いたいと思います。

それから、少々追加で説明いたしますと、118ページ以降にこの平成24年度決算に係る主要な施策の成果に関する説明書がございます。その中で、まず120ページをお開き願いたいと思います。120ページの左側のページですね。見開きの左側のページの左の部分の分担負担金の内訳という表がございます。こちらを見ていただきまして、平成24年の、これは一般会計の方ですが、一関市と平泉町の分担割合をそれぞれ書いております。分担負担金の内訳ということですから、合計を見ますと、20億4,237万6,000円の合計に対して平泉町の負担分担金は1億1,229万円ということで5.5%の比率になっております。

続きまして、127ページの左側のページを見ていただきたいと思います。これは介護保険特別

会計における分担負担金の内訳になります。これは合計が19億1,975万3,000円のうち平泉町の分担負担金が1億1,577万6,000円ということで6.0%の負担になっております。

議会では以上ですが、議会のあとに実は全員協議会がございまして、新たな放射性物質を含む牧草の処理にかかわる住民説明会の実施結果概要ということで報告がございました。当初計画した1,613トンの放射性物質を含む牧草の処理が本年9月初旬に終了する見込みであることから、新たに発生した4,925トンの放射性物質を含む牧草を、今までと同じ方法で大東清掃センターで焼却及び東山清掃センターで埋め立て処理を継続させていただきたいとの趣旨で住民説明会を実施しております。対象者は大東清掃センターと東山清掃センター周辺の自治会住民と、焼却灰の運送経路に当たる自治会住民です。ですから、旧東磐井地区の住民の方たちになります。期日は6月18日、火曜日から6月30日、日曜日の7日間、場所は各自治体の集落センターなど7会場で行われました。出席者は109名です。

そういうことで、住民からの主な質問や意見としましては、牧草の焼却が終わったあとにそれ以外の放射性物質を含んだ廃棄物の処理を行うことにならないかとか、焼却処理や焼却灰の埋め立てなどに関する安全性の確保はどうなるのかとか、大東清掃センターだけでなく一関清掃センターを活用した処理はできないのかなど、主なもの、こういった意見が出ておりました。技術的には一関清掃センターでは放射性物質の処理が難しいということで、今、大東清掃センターに一元化しております。

以上で報告を終わらせていただきます。

再度言いますが、もし詳細についてはホームページから議事録が載っておりますので、ご覧いただければ、より詳しく分かると思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上で報告を終わります。どうもありがとうございました。

議長（青木幸保君）

以上で一関地区広域行政組合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を願います。

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、行政報告をさせていただきます。諸報告のページは132ページになります。

初めに6月14日、JR東日本盛岡支社長、福田支社長が今回、転勤するというごあいさつに見えられました。福田支社長には長年にわたりまして当平泉、特にも平泉駅の震災によるその後の改築がございまして、平泉からすれば駅中案内所を特に設置をしていただいたということ、エコステーションということで全国に平泉の駅といいますか、平泉をPRしていただいたと、もう一つは今、工事をしておりますが、跨線橋の新設とエレベーターの設置ということで、大変福田支社長にはご尽力いただいたということで御礼を申し上げたところでございます。

6月21日、東京電力へ第四次の損害賠償請求書の提出を行っております。これは県庁で行われまして、県、市長会、町村会、関係する自治体ということで当平泉町も直接、東京電力の方に請求書を提出しているところでございます。

6月22日、世界遺産シンポジウムということで、登録2周年という県で行いました事業で、私もパネリストとして平泉のまちづくりについて紹介をしたところでございます。

6月26日、県と県南3市町による環境省要望ということで、これは放射線の関係で直接担当者とそれぞれ意見交換をさせていただきました。汚染牧草なり側溝の土砂の処理について意見交換をさせていただき、平泉としての要望もその中で申し上げたところでございます。

6月29日、平泉芭蕉祭全国俳句大会、これは今年は毛越寺を会場に行われまして、特にも子供たちの俳句も今年もたくさんありまして、先生方にもですが、学校にご協力をいただいて、平泉の文化を更に高めていただいたというふうに思っているところでございます。

同じ日に岩手県国際リニアコライダー推進協議会講演会がございました。これはあとから申し上げますが、おかげさまでILCについては北上高地に決定をしていただいたというところの一つの動きだったというふうに思っております。

7月1日、原付バイク等オリジナルナンバープレートの交付式ということで、2市2町、一関市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町の4市町でオリジナルナンバーを交付をいたしたところでございます。早い人は早朝の2時から並んで1番の番号を求めたというところでございます。

次のページになります。

7月3日、岩手日日新聞社の創立90周年記念式典がございまして、地元紙として当町も含めて多くの情報を発信していただいているということでお祝いを申し上げたところでございます。

7月8日、久慈の市長を訪問いたしまして、今後の、今、「あまちゃん」効果で大変観光客が増えているということですが、これを一過性に終わらせることのないようにということで、観光連携についてそれぞれ情報交換をさせていただいたところでございます。

7月10日、政府予算編成並びに施策に関する要望実行運動という、これは県の町村会で行ったものでございまして、政府、そして与党でございまして自民党、そして県内選出の国会議員の方々にそれぞれ要望を行ったところでございます。

7月16日です。岩手県副知事の上野副知事が訪問していただきました。副知事も今回、財務省に戻られるということで財務省の理財局の次長ということでございまして、今まで震災から大変なご尽力をいただいたということで御礼を申し上げたところでございます。

同じ日に富士河口湖の渡邊町長が訪問していただきました。富士山の世界遺産登録ということで、今後、観光、その他の部分で交流、連携をしましょうというふうなお話をしたところでございます。

次のページ、133ページになります。

7月24日、東京電力への原子力損害賠償に関する要請ということで、本社に行つて要請を行いました。知事以下それぞれ一関、奥州の市長と一緒に要請を行ったところでございます。

同じ日に企業ネットワークいわて2013 in 東京ということで、岩手にかかわっております企業198社、300人を超える方々においていただきまして、岩手の今の状況等を知事から報告がありましたし、それぞれの意見交換会では私の方からも平泉の状況をそれぞれお話をし、PRをしてきたところでございます。

7月25日には企業訪問ということで和光開発、道路と土地について無償譲渡していただきました御礼と、ソーラーフロンティアというメガソーラーの今事業を協議しております本社にお邪魔をしまして、ごあいさつを申し上げたところでございます。

7月26日にはご当地ナンバーということで、平泉ナンバーの第2弾の審査会がございました。国土交通省でプレゼンを行ってきたところでございます。これについても、おかげさまで平泉ナンバーの来年度実現というふうな形になったところでございます。

8月3日、平泉の文化遺産登録2周年記念講演会ということで、ここには文化庁の本中主任文化財調査官が講演をしまして、今までの平泉の世界遺産の取り組みの裏話も含めてお話をいただきましたし、今後の拡張登録についてのそれぞれヒントといたしますか、そういうふうなお話をいただいたところでございます。

8月8日になります。県への要望・意見交換会ということで、これは知事への統一要望ということで重点項目6項目をそれぞれ広域振興局長以下幹部の方々に要望したところでございます。

8月15日に平泉町の成人式が行われました。98人の中で80人の大変多くの新成人の方々が出席して、成人式が執り行われたところでございます。

8月16日には大文字の送り火、そして毛越寺の法灯会、平泉・浄土のあかりということで、新たな平泉のイベントとして定着をして、大変町外からの観光客も多く来ているというふうなところを見させていただきました。

8月19日に岩手大学との平泉文化研究推進に係る相互連携協力協定の締結を行いました。今まで組織として平泉を研究しているところがなかったというところでは、大変平泉町としても期待をしているところでございます。

8月20日、「世界文化遺産」地域連携会議ということで、今年、第3回目の総会がございました。この折には超党派の議員連盟の方にもごあいさつをして参りましたし、政府、国、文化庁、観光庁ですが、それぞれ訪問して要望等を行ったところでございます。

裏のページになります。

8月28日、両磐保健医療圏の地域医療を守る懇談会ということで、特にもこの中では医師不足、看護師不足というふうなことが議題となりました。東の方の医師不足がもう大変厳しい状況だというようなことで、今後、それぞれの団体、国、県も含めて情報交換をしながら地域の医療をこれから守っていこうというふうなお話をさせていただいたところでございます。

9月1日、国際リニアコライダー講演会ということで、吉岡先生に来ていただきまして講演をいただいたところでございます。これは先程申し上げました国際リニアコライダーの立地場所といたしますか、それが北上高地というふうな形で、その後の初めての講演会だということで、受入れ体制等々の重要性について先生からお話をいただいたところでございます。

9月5日、国への要望活動ということで、道路、河川、文化財の3点にわたって国の関係機関、そして県選出の国会議員の方々に、議会と一緒に要望活動を行ったところでございます。

最後に9月6日、これはレゴ世界遺産展ということで、レゴブロックを使った世界遺産展を行っております。これは9月30日までで、当町の金色堂、そして毛越寺の浄土庭園がその40カ

所のうちの2つに入っております、大変レゴブロックという思いで行ったのですが、すばらしい精巧な作品でありますし、世界の遺産の部分が大変興味を持つようなものでございまして、町民の方々にも是非PRして参りたいというふうに思ってきたところでございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（青木幸保君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、6番、石川章議員及び8番、佐々木雄一議員を指名します。

議 長（青木幸保君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月20日までの11日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布した会期日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議 長（青木幸保君）

日程第3、報告第6号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、提案理由につきましてご説明させていただきます。

初めに、報告案件1件についてご説明を申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

報告第6号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告しようとするものでございます。

2ページをお開きください。

初めに健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、赤字はございません。実質公債費比率は13.7%、将来負担比率は79.2%でございます。

次に資金不足比率でございますが、水道事業会計及び簡易水道事業会計並びに下水道事業会計、農業集落排水事業会計、いずれにおいても資金不足はございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

議 長（青木幸保君）

次に、監査委員から平成24年度財政健全化審査意見書及び平成24年度経営健全化審査意見書について報告を求めます。

石川代表監査委員、登壇の上、報告願います。

監査委員（石川長善君）

それでは、あらかじめお渡しの別冊、平成24年度平泉町財政健全化・経営健全化審査意見書と、それから平成24年度経営健全化審査意見書について、審査の結果をご報告申し上げます。

別紙資料の3ページをご覧いただきたいと思えます。

審査の結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、いずれも早期健全化基準以下の比率であり、良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

続いて、5ページをお開き願います。

平成24年度経営健全化審査意見書について、審査の結果、水道事業会計及び簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業の各特別会計の資金不足比率は、経営健全化基準以下の比率であり、良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

以上、ご報告いたします。

議 長（青木幸保君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

今、報告いただきました意見書の中の3ページですが、総合意見の表がございまして、この中で③と④についてちょっとお伺いしたいのですが、③は実質公債費比率でございます。早期健全

化基準は25%になっておりますが、平成23年度は15.6と、平成24年度は13.7というふうに下がっております。下がっておることはいいことかというふうには感じます。しかし、④の将来負担比率、これについては早期健全化比率が350%なのですが、平成23年度は76.5%、平成24年度は79.2%と若干上がっています。この上がっている中身といいますか、要因といいますか、原因といいますか、やはり町民の皆さんも何で上がっているのだという疑問が湧くと思いますので、是非、下がっている分にはいいにしましても、上がっている分についての説明を少し分かりやすく、経理の専門ではないものですから、町民の皆さんも理解できるように分かりやすく、ひとつご説明願えれば嬉しいのですが、お願いします。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

ただいまの将来負担比率の率の増ということでございますけれども、いずれ早期健全化基準の350から比べますと大変低い比率の中での上下でございまして、実際的には各年度の起債の償還、または借入れ等多少の変化がございまして、それに伴いまして、詳細な形で何でこのポイントがいくらか増えたというような形のものまでご説明はできませんけれども、そういう借入れ、事業実施に伴います借入額の増、それから起債の償還額等の関係によりまして、大変微細な変動ではございますけれども、1ポイント、2ポイントのずれは出てくるというものでございます。大変細かい説明には至りませんが、そういう内容での変動でございまして、特に財政健全化に影響する内容ではないということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

いや、コンマ何%という話ではなくて、もう少し分かりやすく説明を、そんなアバウトな話を聞いているのではないですよ。数字に出ていることについて、数字に出ていることについて説明できないのではちょっとまずいのではないですか。きちんと説明してくださいよ。後ろには町民がいるのですよ。町民の皆さんが将来、では負担が増えていくのかどうかという心配もするわけです。ちょっと今の答弁は私は納得できません。それで説明と言いつつ切られると私はちょっと困ってしまうのですけれどもね。将来増えるのでしょうか、これ、違うのですか。そういう数字でしょう。それを具体的な数字つかんでいないから言えないという話もないでしょう、それは。あなた、だって担当者でしょう。そんな責任ないような話をされては困るのですよ。他人事ではないと思うのですが、もう一度説明をお願いします。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

この将来負担比率につきましては、大変計算式が煩雑でございまして、私がお場で言葉で表せるようなものの内容の計算式ではございません。その中で、将来負担比率につきましては、先

程申し上げましたとおり、その年度、年度で実施いたします事業に伴いまして借入額等々の差異がございます。その中での1ポイント、2ポイント等の変動については今後も見込まれる数値でございまして、いずれこの350%という早期健全化基準のための比率がでございます。これを上回らないような中で健全財政に努めて参るといようなこととでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

結論から言うと、もう一回ちょっとあとで答弁お願いしたいのですよ。ちょっと今では納得できないですよ。

早期健全化基準というのは、これは一つの基準であってゼロが目標なのですよ、ゼロのところもあるのですよ。それを数字が出ているから、ある程度以下だからいいという話も、普通の自治体ではそういう言い訳をしていますけれども、ゼロが目標なのですよ。ちょっとそれは、そういう話でこの数字以下だからいいという話はないですからね。限りなくゼロに向かうというのが、こういう基準をつくっている話ですから、そういうことも含めてあとでいいですから、答弁をお願いします。

議長（青木幸保君）

それでは、次に進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

進行いたします。

議長（青木幸保君）

日程第4、認定第1号から、日程第12、認定第9号まで、平成24年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定について、認定案件合計9件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、認定案件9件についてご説明を申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

認定第1号、平成24年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度平泉町一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、4ページをお開きください。

認定第2号、平成24年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてござい

ます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、5ページをお開きください。

認定第3号、平成24年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、6ページをお開きください。

認定第4号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、7ページをお開きください。

認定第5号、平成24年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、8ページをお開きください。

認定第6号、平成24年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、9ページをお開きください。

認定第7号、平成24年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、10ページをお開きください。

認定第8号、平成24年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、11ページをお開きください。

認定第9号、平成24年度平泉町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成24年度平泉町水道事業会計決算を、別冊

のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いを申し上げます。

議長（青木幸保君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員から平成24年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の決算審査意見について報告を求めます。

石川代表監査委員、登壇の上、報告願います。

石川代表監査委員。

監査委員（石川長善君）

それでは、お手元の資料、平成24年度平泉町歳入歳出決算審査意見書に基づき説明いたします。

表紙をめくり、目次のページ記載の平成24年度歳入歳出決算総括表をご覧願います。

一般会計歳入の不納欠損額は149万6,279円となっています。平成23年度は142万4,600円でしたので、前年度比7万1,679円、5.03%増となりました。収入未済額2億5,377万8,036円、未収入特定財源1億8,650万2,000円が含まれております。実質収入未済額は6,727万6,036円となり、前年度比3,115万3,211円の増でございました。なお、特別会計歳入歳出決算状況は11ページ以降に記載のとおりでございますので、お目通し願います。

それでは、3ページをお開き願います。

第一、平成24年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書に基づいてご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、平成24年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類を審査した結果は以下のとおりです。

1の審査の対象につきましては、(1)平成24年度平泉町一般会計から(8)の平成24年度平泉町簡易水道事業特別会計までを対象といたしました。

2の審査期間は、平成25年8月1日から8月19日までの間で実施いたしました。

3の審査の方法は、ここに記載のとおり、(1)から(4)までを従来と同じ方法で行いましたので、お目通しをお願いします。

次、次ページ、4ページでございます。

4、審査の結果でございます。

平成24年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査した結果は次のとおりです。

(1)現金の保管状況、有価証券、出資金等の計数は、関係帳簿、証拠書類及び指定金融機関の収納支出の各計数と合致しており、正確と認められます。(2)予算の執行は、議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われたものと認められます。

審査結果の講評でございます。

(1)町民税など町税の収入未済額圧縮についてでございます。

平成24年度の町税収入未済額は、町民税で前年対比110万3,701円、固定資産税で前年対比

123万8,510円増額、総額で243万7,511円増加の3,269万4,223円となり、調定額8億3,660万7,347円に対して3.91%相当額が不可動資金として未納になりました。収入未済額は町政事業推進の資金充実に支障をきたすこととなります。町税と併せ、諸収入金、負担金並びに国民健康保険税等、資産の差押さえを含めた積極的な回収に努めてください。

(2) 健康増進で総医療費の縮減についてでございます。

医療費は当然ながら町民の健康寿命の如何により増減いたします。各種スポーツ行事の推進や疾病予防検診で早期発見・治療など、健康増進の活動を実施しているにもかかわらず、当町の療養諸費は年々増加しております。日常生活の健康管理に実効の上がる指導と医療費節減についての対応に努めてください。

(3) 経常収支比率改善についてでございます。

財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、平成24年度87.8%、平成23年度は87.3%で前年度対比0.5ポイントの後退で硬直化が進行しました。平成23年度の類似団体の平均値は85.0%です。一般的に75%以下であることが望ましいとされております。当町はまだ高い水準にありますので、一層の諸経費節減や業務改善に取り組み、既に導入した高機能電算化システム効果の検証や導入機器の効率活用と併せて、当面、類似団体の平均値水準までの改善に努めてください。

(4) 観光客の対応についてでございます。

臨時駐車場増設及びトイレ改修等の環境整備が図られ、駐車場使用料の増収にもつながっておりますが、訪れる観光客が満足できるよう、更に環境の整備に努めてください。

(5) 東日本大震災被災復旧及び放射線対策についてでございます。

日常生活の安心安全が保たれる将来展望した環境整備の推進及び放射線被害の回避対策の推進と、東京電力に対する損害賠償請求の促進を図ってください。

次に、5ページの審査の総括的意見ですが、特に地方自治法第2条第14項で定めている「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」の条文に従い、諸施策の取り組みをお願いいたします。当町の各会計の予算及び収入、支出の決算係数について関係帳簿及び証拠書類を照査し計数を突合、更に計数の根幹をなす事項及び社会的関心度の高い事項についてヒアリングを行い審査した結果、概ね適正に取り扱いされているものと認められました。

各課が取り組んだ主な活動を(1)から(10)まで列記しましたので、お目通し願います。

次に6ページ、第6、審査の個別的意見に移ります。

(1) 一般会計、平成24年度一般会計の決算額は、表にお示しのとおり前年度対比、歳入総額14%、歳出総額13.52%の減額でした。

次にア、歳入についてをご覧ください。

歳入に見る自主財源の割合は12億1,607万円、26%、依存財源は34億6,634万8,000円、74%で、自主財源は前年度比3,813万5,000円、3.2%の増でした。

次に、8ページの町税収納状況の推移表をご覧ください。

平成24年度町税総収額は前年度比1,665万8,528円、2.12%増額の8億241万6,845円となりました。歳入区分別では、町民税は世界遺産登録、震災復興を契機とした所得増に伴い、前年度比5,219万1,329円増収となり、前年度対比21.62%と大幅増となりました。固定資産税は4,236万9,464円減額、前年度対比9.22%の減となりました。軽自動車税は33万8,700円の微増、前年度対比1.61%増となりました。町たばこ税は928万5,713円増額、前年度対比18.85%の増となりました。入湯税は1,173万1,950円となり、前年度に比較して278万7,750円の減となりました。収入未済額は3,269万4,223円で前年度比243万7,511円、8.06%の増でした。収入未済率は調定額の2.55%で前年度は3.7%でございます。

8 ページの町債の推移表をご覧ください。

平成24年度の町債収入は5億2,430万円で、歳入合計のうち町債の占める割合は8.23%で、前年度対比3億2,190万円減、町債割合3.56ポイントの減でした。

9 ページ、イの歳出でございます。

平成24年度一般会計歳出の総額は45億3,730万4,685円で、前年度に比較して7億952万1,459円、13.52%減の歳出規模となりました。歳出の主なものとしては、一関地区広域行政組合負担金、介護保険分で1億1,577万6,000円、ほか平泉中学校校舎改築工事関連によるものでした。

ページ中段の繰出金の状況表をご覧ください。

一般会計から特別会計への繰出金は3億3,380万9,464円、前年度対比1,811万2,158円の増、5.74%増となりました。なお、平成24年度の一般会計繰越明許費2億9,250万5,000円の内訳は、次の10ページに一覧で記載のとおりでございます。

11 ページの公債費支出の推移をご覧ください。

平成24年度一般会計及び特別会計歳出合計は61億7,354万5,453円で、公債費合計金額は8億7,314万198円でした。公債費支出の割合は14.14%で、前年度1.0ポイント増となっております。町債・企業債未償還残高表では、平成24年度末未償還残高は99億3,406万9,000円で、前年度対比2億1,638万3,000円の減でございます。1人当たり120万8,000円の償還残高となっております。前年度対比にしては1万7,000円の減でございます。なお、債務負担行為の平成24年度末残高は951万7,000円で、前年度比1,112万3,000円の減でございます。

(2) 特別会計をご覧ください。

平成24年度の特別会計決算状況は、国民健康保険特別会計ほか6会計で、その決算状況は12ページに記載した一覧表のとおりでございます。なお、公営企業の特別会計は基本的に事業の実施に伴う収入で、当該事業に要する費用を賄うことを原則としております。

主な特別会計について報告いたします。

ア、国民健康保険特別会計の要点について報告いたします。

文章5行目をご覧ください。

平成24年度末の国民健康保険税の収入未済額は3,717万2,188円で、前年度比176万5,530円、4.53%減となっております。また、平成24年度末の調定額2億374万4,918円に対する収入未済額の割合は18.24%で、前年度の割合19.47%を1.23ポイント下回りました。不納欠損額は131万

4,000円で、前年度比10万5,300円、8.71%増となりました。

イ、後期高齢者医療特別会計は記載のとおりでございますので、お目通し願います。

ウ、健康福祉交流館特別会計でございます。

平成24年度の決算結果は、歳入で前年度2,651万9,865円、41.56%の大幅増となり、歳出は432万7,346円、6.83%の減となりました。入館料は3,641万8,800円で、前年度比843万5,100円、18.81%の減でした。入館者数は9万1,714人で、前年度比1万6,188人、15.0%の減でした。一般会計繰入金は4,407万7,000円で、前年度比3,930万8,000円の増で、繰越明許費として3,013万7,000円が翌年度に繰越しとなりました。

エ、町営駐車場特別会計、オ、下水道事業特別会計、カ、農業集落排水事業特別会計、キ、簡易水道事業特別会計は、記載のとおりでございますので、お目通し願います。

次に、14ページ、7、財産に関する調書についてでございます。

(1) 土地、町有地の地積は749万7,498平方メートルで、前年度比2,550平方メートルの増加でした。

(2) 建物から(6)基金までの項目について、関係帳簿等の符合による審査を行った結果、計数は正確でした。債権及び出資金、出捐金について、現物を確認した結果、残高は突合し、適正に処理されておりました。

15ページ、第二、平成24年度平泉町基金運用状況審査意見書についてご報告いたします。

4、審査の結果、各基金とも関係帳簿と証拠書類を照合し、金融機関が発行する預貯金残高証明書と預金証書、全て突合しました。基金の設置目的に合致した運用がなされており、基金の保管管理は適切に行われ、全般にわたり適正に管理運用されておりました。

続きまして、31ページでございます。

平成24年度平泉町水道事業会計決算審査意見書をご覧ください。

1、審査の対象から4、現場点検の実施までは、記載のとおりですので、お目通し願います。

32ページ、5の審査の結果につきましては、(1)から(5)に記載のとおり、適正な事務処理と認められました。

(6) 審査の総括的意見についてでございます。

(1) 平成21年度から平成24年度までの純利益の推移は、平成22年度の借換えによる金利軽減での増加を除き、表に記載のとおり、波はございますものの、毎年確実に利益を計上しております。

33ページ、(3) 未収入合計額の推移は、平成21年度以降減少が続いております。収納率及び未収率とも改善努力のあとが見られました。特に過年度未収入額の回収努力が顕著でありましたので、大変ご苦労様でございました。

以上で、審査結果についてのご報告を終わります。ありがとうございました。

議長（青木幸保君）

以上で監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

本案については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第9号まで、平成24年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定について、決算認定案件合計9件については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時35分

議長 (青木幸保君)

再開いたします。

日程第13、議案第44号から日程第24、議案第55号まで、条例案件1件、事件案件3件、補正予算案件8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町長 (菅原正義君)

それでは、条例案件1件、事件案件3件、補正予算案件8件についてご説明を申し上げます。

議案書12ページをお開きください。

議案第44号、平泉町農地等災害復旧事業分担金徴収条例でございます。

その裏のページをお開きください。

提案理由でございますが、町内の農地及び農業用施設について、異常な天然現象により発生した災害に対し、町が国庫補助金等の対象となる災害復旧事業を施行する場合において、受益者から分担金を徴収することを目的に、この条例を制定しようとするものでございます。

13ページをお開きください。

議案第45号、定住自立圏形成協定の締結に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、定住自立圏構想の策定に関し、定住自立圏形成協定を締結する必要があることから、平泉町議会の議決すべき事件に関する条例第4号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

19ページをお開きください。

議案第46号、岩手県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少の協議に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、平成26年1月1日をもって滝沢市に市制移行する岩手郡滝沢村を平成25年12月31日をもって岩手県自治会館管理組合から脱退させることにより、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、20ページをお開きください。

議案第47号、平成24年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

提案理由でございますが、平成24年度平泉町水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案しようとするものでございます。

次に21ページをお開きください。

議案第48号、平成25年度平泉町一般会計補正予算（第3号）でございます。

平成25年度平泉町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,845万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億680万9,000円としようとするものでございます。

次に37ページをお開きください。

議案第49号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成25年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,854万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,486万4,000円としようとするものでございます。

次に41ページをお開きください。

議案第50号、平成25年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成25年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,978万円としようとするものでございます。

次に43ページをお開きください。

議案第51号、平成25年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成25年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ306万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,236万3,000円としようとするものでございます。

次に45ページをお開きください。

議案第52号、平成25年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成25年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,073万8,000円としようとするものでございます。

次に47ページをお開きください。

議案第53号、平成25年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成25年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万6,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億529万3,000円としようとするものでございます。

次に49ページをお開きください。

議案第54号、平成25年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成25年度平泉町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,004万5,000円としようとするものでございます。

次に51ページをお開きください。

議案第55号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成25年度平泉町の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ454万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,746万9,000円としようとするものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議をお願いを申し上げます。

議長（青木幸保君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第13、議案第44号から日程第24、議案第55号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号から議案第55号まで、条例案件1件、事件案件3件、補正予算案件8件、以上、合計12件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

議長（青木幸保君）

日程第25、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

通告1番、升沢博子議員、登壇質問願います。

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

先に通告しておりました二つのことについて、町長に質問いたします。

今、日本列島は地球の温暖化現象に伴い、全国的に予測できない災害が発生しており、平泉町におきましても大変な数の箇所です。いろいろな災害がございまして、住民生活を脅かしております。

そこで、最初に、7月に発生いたしました豪雨災害による住民の安全対策について伺います。

その場所につきましては、私の住まいをしております11区ということもあるのですが、町全体の防災ということで限定した形で質問したいと思います。

防災速報で7月26日、4時3分に大雨洪水警報、7月27日、11時20分に平泉町に猛烈な雨ということで毎時82ミリという、11時50分には豪雨警報が出されまして、0時12分に大雨洪水警報が発令されています。2日間の大雨によりまして、町道大沢線が2カ所の土砂崩れによりまして、更には通称観光道路に抜ける道路も土砂崩れと道路破損により通行不能になり、孤立状態が半日にわたって続きました。観光道路への入口付近は道路が洗掘され、スコップ1本が優に入る深さに掘れた状態になりました。この大沢地区は高齢者の世帯が多く、予想外の災害が続き、また、繰返されることになると、この地区の住民の安全は今後確保できるのかということをお伺いいたします。

2番目に、災害情報は大沢地区の住民にどのように伝えていたのか、防災無線での情報伝達は行われたのか、申し訳ありません、先に戻ります。2番目の質問をもう一度繰返します。町道大沢線の道路改良は長年の要望にもかかわらず、いまだに進んでいない。度重なる豪雨災害に補修が繰返されているが、道路改良、拡張の見通しはどういう見通しになっているのか。

3番目に、豪雨災害によって町道ねずみ沢線の安全対策について伺います。

1番目に、大沢温泉の上流300メートルの道路改良の見通しについて、また、その区間が土側溝の状態、それが被害を大きくしていると考えますが、改良が必要ではないのか。2番目に、この新興住宅地は、山腹が数年前に崩落、岩石が落下しましたが、今後、新たな崩落が懸念されるが、その安全対策について伺います。また、同住宅地の背後にある町の管理のため池の増水による決壊の可能性はないか伺います。

4番目に、大雨被害に対して使用する土嚢についてですが、今回の災害の雨災害の時に砂の確保が大変困難だったと消防の関係の方からお聞きしました。災害に備えて土嚢用の砂の置き場、屋根付きの砂置き場が必要ではないかと考えるが、どうでしょうか。

5番目に、松くい虫防除後の燻蒸した木が豪雨で流され、側溝を塞ぎ障害になる例が増えています。その対策について伺います。

2番目に、世界遺産登録後のまちづくりについて町長に伺います。

町民有志が実行委員会をつくり、平泉エッセイコンテストを実施いたしました。平泉についてのエッセイを全国に募集いたしまして、約300弱の応募作品が届いております。その内容は、平泉が内外からどう見られているかがつぶさに読み取れまして、改めて平泉の価値に思いを深くしたところです。平泉を訪れる観光客の一時の混雑も落ち着き、今後、世界遺産の町として外からの平泉に対する憧憬の念を裏切ることのないようなまちづくりをしていくためには、町民の意識の醸成と町としての長期的なビジョンが必要と思いますが、どうお考えか伺います。

以上、二つの点について町長に質問いたします。よろしくお願ひいたします。

議長（青木幸保君）

それでは、質問の途中ですけれども、答弁は午後、休憩後にしたいと思います。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

議長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

引き続き、升沢博子議員の一般質問を続けます。

それでは、菅原町長の答弁から再開していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、升沢博子議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1番目の豪雨災害における住民の安全対策についてでございます。

初めに、今年の7月の豪雨災害に伴う住民の暮らしの安全対策についてお答えをいたします。

今回の豪雨災害により町道大沢線は2カ所で土砂崩れが起き、その結果、大沢地区の住民が一時孤立いたしました。町では、町内建設業協会の協力を得まして、7月27日、夜半に1カ所の土砂撤去を完了して孤立状態を解消いたしました。今後につきましても、町と災害協定を結んでおります岩手県建設業協会一関支部、一関測量設計業協会、岩手県建築士会一関支部のご協力を得ながら、災害に対して迅速に対応して参りたいと考えております。

次に、町道大沢線の道路改良、拡幅の見通しについてお答えをいたします。

町道大沢線につきましては、議員お話しのとおり、大雨のたびに路面の採石が流され、そのたびに補修を行っているところでございます。また、流されました土砂により排水路が目詰まりをし、高速道路を横断しているボックスが浸水し一時通行不能になったこともあり、今回の被害状況も踏まえまして、具体的な検討をして参りたいと考えております。

次に、町道ねずみ沢線の道路改良の見通しについてお答えをいたします。

町道ねずみ沢線の道路改良計画につきましては、新平泉町総合計画後期計画におきまして、平成28年度から工事を行う計画となっております。

次に、町道ねずみ沢線を挟んだ新興住宅北側山腹の崩落に対する安全対策についてお答えをいたします。

新興住宅北側の地域は、町内にある90カ所の急傾斜地崩壊危険箇所の一つで、現在、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域として県が指定する予定の地域で、雨や地震の際には十分に注意する必要があります。今後とも、県土木部及び農林部、一関消防署、一関警察署と合同で行われます土砂災害危険箇所点検パトロールにおいて調査を行いながら、崩落等の危険が高まった場合などは関係機関と協議を行いながら安全対策を講じて参りたいと考えております。

次に、ため池の安全対策についてでございます。

近年、発生しました未曾有の大地震や集中豪雨などにより、危険、または災害に脆弱なため池

が多く存在していることが予想されることから、平成26年度より防災・減災対策として農業用ため池の点検を、国の事業を活用して実施することとしております。この大沢の町所有のため池についても、その点検結果をもとに対策、緊急度を判定し、決壊の可能性が大きい場合は国庫補助制度を活用しながら、老朽化及び災害対策を講じて参りたいと考えております。

次に、土嚢に詰める砂の確保についてでございます。

土嚢に詰める砂につきましては、現在、花立住宅跡地に保管しております砂を使用しております。今後につきましても残量を確認しながら、適正な量を常備、備蓄し、更には適正な管理をして参りたいと考えております。

次に、松くい虫防除後の燻蒸した木が水路を塞ぎ、障害になっていることについてでございます。

松くい虫防除による伐倒燻蒸処理につきましては以前から行われており、特に平成23年度以降は放射能汚染が懸念されることから、焼却処分を自粛し、伐倒して現地にシートで覆い積み重ねて置いている状況でございます。一部はチップ材として搬出することもあります。経費もかかるため、ほとんどそうした処理となっているところでございます。今後は、流出現場の状況を再確認した上で、施工者や関係機関等とも相談をしながら、防除の方法や流出しにくい対策を検討して参りたいと考えております。

次に、世界遺産登録後のまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

まちづくりの長期ビジョンといたしまして、新平泉町総合計画がございまして、この総合計画の将来像であるやすらぎと文化をおりなす千年のまちづくりの実現に向け、それぞれの主要施策の横断的な取り組みを推進するため、三つの戦略と一つのプロジェクトを定めております。その内容は、町民と行政が共につくる協働のまちづくり体制の確立、安らぎと文化のまちづくりの推進とその特色を生かした交流のまちづくり、多くの町民が強く望んでいる安全安心なまちづくりの推進と世界遺産まちづくりプロジェクトとなっております。

議員ご指摘の外から平泉に対する憧憬の念を裏切るものがないまちづくりとは、このうち世界遺産まちづくりプロジェクトに当てはまるものと思っております。このプロジェクトは三つに分かれておまして、第一が、多くの観光客が来て見て楽しめる満足度100%のおもてなし、そして、主な取り組みとしては外国語併記案内板や接客スキルアップ事業、グリーン・ツーリズム推進事業などがあります。第二は、元気と活力を注入し、地域の魅力をパワーアップであり、主な取り組みとしては道の駅整備事業や企業誘致、平泉ナンバーも含まれます。第三が、未来の平泉を担う子供たちに語りつなげるメッセージでありまして、主な取り組みでは平泉学学習事業、景観保全普及啓発事業、史跡の発掘調査や復元整備事業が挙げられます。平成27年度に前期基本計画が終了しますことから、その点でこれらの具体的な施策の指標点検等の検証を行い、後期基本計画に生かしながら、場当たりの積極的な取り組みにより、今後もよりよいまちづくりに進めたいと考えております。また、まちづくりの町民の意識の醸成につきましても重要と考えておまして、現在、みんなで作る町委員会でも検討しておりますが、町民行政への参画を促すような情報の発信、ワークショップや講演会の開催など実施して参りたいと考えております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

それでは、ただいまいただきました町長の答弁に対しまして、再質問を行わせていただきます。

初めに、豪雨災害における住民の安全対策ということで、一つ、大沢線について質問いたしました。この当日の安全というか、その災害が起こった時点のことをお聞きしたいわけですが、この災害情報は、大沢地区の住民にどのような形で伝わっていたのかということですが、先に策定されております平泉町地域防災計画の中で、第10節ですか、この中で孤立化対策計画ということがうたわれております。災害時、孤立化想定地域として設置ということで、町は孤立化想定地域への対応の推進ということで、町は孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど住民の安否確認を行う体制、連絡網を整備するように努めるという形の文言がうたわれております。当時、約半日、孤立化した状態で27日の夜10時に開通したと、開通というか、それは観光道路の方に出るという形の開通で、その後、完全に開通したというのは日を置いてからの解除でありました。そのことについて、10世帯の人たちに対してどういう伝達、どういう方法を使ったのかということをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

ただいまの災害によりまして孤立化した地区への伝達方法でございますけれども、各10世帯の方々に個別に情報を伝達したという経緯はございません。初めにここの孤立化を把握したことにつきましては、この地区にお住まいの方からの電話がございまして、その際に車でのご来訪ができないという状況を把握したところでございます。その把握をいたしまして、今度、建設水道課の方にその旨を伝えまして、その応急措置の対応を進めていって、最終的には一方向の開通ではございましたけれども、観光道路の方に抜ける道路の開通が夜10時になってできたという状況でございました。いずれ、その中で、その方との連絡に基づきまして、その地区の状況の情報をいただいたというような内容でございまして、それに対応いたしまして、夜間でもございましたので、そのあと一時開通した状況をお伝えするかどうかについて迷ったところでございますけれども、高齢者世帯もありましたことから、いずれ緊急のための措置といたしまして、消防分署につきましては、もちろん緊急時の対応もございましてその旨の連絡はしてございまして、使える道路の場所等についても指示したところでございました。けれども、各世帯の方々への個別の情報というものはその時点ではしていないというような状況でございまして、いずれ災害というか、そういう状況に至った経緯につきましても、その地区の方からの連絡によりましていただいたところでございまして、その際に必要な措置等についての状況等につきましても、こちらから電話を通じてさせていただいたところでございました。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

重ねて、この防災計画の中に、第2節の気象予報、警報などの伝達計画というものが出されておりました。広報として、町民に対する気象予報、警報の広報は概ね次の方法によると。町防災行政無線、広報車、サイレン及び警鐘、電話、それから自主防災組織などの広報活動、携帯端末の緊急速報メール機能、こういう形でうたわれております。やはりこれがうまく機能していたのかということをお聞きしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

確かに、今回の災害につきましては、最近に経験したことのないほどの雨量ということでございました。ただ、それが即避難勧告、避難指示等に該当する内容かということにつきましては、その辺につきましては、そこまでは考えてございませんでした。いずれ、そういう状況にある場合、それ以上の雨量強度等を確認した場合については、現在8月30日以降、特別警報ということの発令とその発令基準が変更になってございますけれども、それらに該当するような災害が発生した場合については、今後につきましては防災行政無線、あるいはその他の連絡手段をもちまして、速やかに対象地域の方々に情報を伝達するような形の体制整備を図っていきたいというふうに考えてございます。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

災害が起きた時に、やはり高齢者世帯でもありますし、そういうところでの情報が入らないということは本当に不安につながるということであったのではないかとこのように想像するところです。私もそのあと、高速のボックス下に行ってみたのが確か3時ぐらいだったと思うのですが、その時点で地区の住民が流れてきた土砂を、大沢温泉側の方で住民が何とか取り除こうというようなそういう作業をしておりました。こちら側には、平泉の人ではなかったかもしれませんが、いずれ向こうに行かなければいけない車が止まっています、行けないのだということもそこで分かったわけですね。なので、その時にその部分がそういう状態になっているという表示がどこに出ていたのかということをお聞きします。

議 長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

いずれ、今回の災害時につきましては、短時間に大量の雨のための災害というか、各種道路、各種水路によりまして越流するなり道路の洗掘ということがございまして、多くの方々からそういう苦情の連絡が入ってきたところでございました。それについては、いずれ役場の職員並びに

消防団、水防団でございますけれども、水防団に要請をいたしまして対処したところでございますけれども、細やかな形での道の進行方向の指示までは、もしかして対応できなかった部分もあるかと思っております。いずれ、極力そういう形のものにつきましては今後、速やかに安全な形で誘導できるような対応はして参るように検討はしていきたいというふうに考えてございます。いずれ、今回の災害につきましては、そういう短時間に一気にいろんな形での各地区からの情報提供等もございまして、それらの対応のために徹底した対応がとれなかったところは不十分であったということは確かだったと考えてございます。いずれ、今後につきましては、それらに対応できるような形の体制整備に努めて参りたいというふうに考えます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

あとで聞くところによりますと、4時頃に通行止めという形のポールですか、それが出されたということでしたので、やはりこれはちょっと後手に回ったのではないのかというふうに思ったところです。

それから次に、過日の町当局との住民懇談会で、住民の要望に対して大沢地区の住民から、平成8年に何とかこの道路を改良してくれと、そういった請願が出ているけれども、その後、放置された状態であるが、それはいつ、どういうふうになるのだという話が出されまして、これに対して地区で話し合い、優先順位を付けて要望するようにとの回答がその場でありました。高速道路ボックス下の水路改修は、確かに平成23年度末の行政区の地域課題の中では、その優先順位が4番目となって11区ということを出されております。しかし、今年、二度もあのような状態になるのであれば、全く道路の機能を果たしていないのではないかと云々ざるを得ません。毛越寺という世界遺産の史跡地の目の前にこのような地区があるということは非常に残念に思うところです。これから台風シーズンを迎えて、住民生活の安全性を考えると特に緊急を要すると思いますが、町長の回答の中に、今回の被害状況も踏まえまして具体的な検討をして参りたいという答弁が出ておりますが、その具体的な検討とはどういうものか、お示しいただきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町の方にこれまでに請願、陳情等があった道路改良、あるいは舗装で、これまでに未着手であった路線が現在19路線ございます。そのうち、4路線が11区の行政区の道路なわけですがけれども、一つは倉町線、そしてねずみ沢線、大沢線、そして泉屋地内の舗装と、この4カ所が要望として上がっていると。その中で11区の方で整備する順番を決めていただきたいということ为先日のまちづくり懇談会でお話をした経過がございます。それで、今回の被害を受けまして、先程町長がお話ししましたように、大沢線については、やはり大雨のたびに補修工事がかかるということから、計画については前倒しで検討を現在、担当課で進めております。ただ、この中でやはり事業費、そして一部地権者の同意も必要という調査結果が出ておりますので、その辺を整理

しながら来年度以降の着手に向けて検討して参りたいというふうに思っております。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

いろんな補助事業があると思いますので、その辺は、これは岩手県の県単独補助事業ということで今年の7月18日に出されている市町村道路整備補助事業ということで、目的は県民の日常生活の基礎的な基盤である町村道を整備し、県政の施策の効果を発揮させ、県民生活の向上を図るということで、測量料とか用地代とかそういうことは含まれないけれども、対象事業の5分の2を補助しますというような県の補助事業がありますが、こういったところは利用できないものかどうか伺います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それらの事業の内容も踏まえながら、町財政にあまり負担のかからない効率的な整備を進めて参りたいというふうには考えております。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

いつも住民側からは、そういう要望を出しても予算的に無理だといって、早急に緊急性というところでお話してもそういった回答が返ってくるということで、やはりさっき課長もおっしゃいましたように、繰返しの補修費用を考えると、今回きちっとやった方が予算的にもかえって楽なのではないかというふうに考える、住民側からですね、私自身もその辺のところはよく分からないところではあるのですけれども、そういった住民の切なる思いというものも、やはり町当局としては受けとめていただきたいと思っているところです。

この大沢地区に関しましては、私も子供の時から、昔はねずみ沢線の奥まで、戸河内まで通じておりまして、ごみの捨て場があって、今はそこは埋め立てて現在は使われておりませんが、そこから上に貝塚とかそういったことがあって遠足で行ったりした、そういう思い出があるわけですが、今回、行って見て、車で行けるところまで、そしてそのあと歩いていった時に、ため池が、ごみ山の前にため池が二つありまして、一つは奥は町の管理のため池だったので、その脇に世界遺産林植樹記念という立派な碑が立っているのです。それはもうくずの葉に全部覆われまして隠れていると、そういった状態になっているのですけれども、今回、大沢地区の住民がそういうふうに閉鎖になった時に、とにかく緊急の用だということで四駆の小型の車を使ってそこから達谷に抜けたということを聞きました。やはりそういったところで、避難路としてのそういった整備の考えはないかということをお伺いしたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今お話ししたのは町道ねずみ沢線だと思いますが、現在、平成28年度に工事を予定しておりますのは、大沢温泉のところから300メートルで、新興住宅地の終わりのところまで、約そこまでは300メートルございます。その区間を改良舗装するという予定で今進めているところでございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

平成28年、今、平成25年ですのであと3年にかかるということですが、土側溝も地域の住民が半日以上かけて毎回お掃除をしているようですけれども、それも併せて全て改良するというふうに解釈してよろしいですね。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

現在の道路幅員が約4メートルですね、4メートルありますけれども、あと1メートルほどできれば広げて改良したいと。そうすれば当然、両側の側溝についても入換え、あるいは土側溝であったものはコンクリート側溝等に布設替えするということになります。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

この大沢地区に対して、平泉町の中で、やはり平泉町民の中に暗黙の差別意識というか、そういった地区だというような、そういう意識が、それを肌で感じている人たちもいるということなのですよね。そこをやはり同じ町民で同じ生活をし、そして今の時代の文化的な暮らしをする権利があるわけですので、そのところを町長はどういうふうにお考えか、お聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

今回の集中豪雨で大沢地区の地域の方々には大変ご心配をおかけしたというようなところで、私も土砂上げをしている時に現場に行ってみて、いつもとは違う雨量だったということは目の当たりに確認はしたところですし、ですので先程申し上げました、やはり土砂といいますか、路面が洗掘されて、その砂利、採石がたまって、ボックスがやはり1メートルぐらいもうたまっているというのを確認しましたので、どうしても流失防止をまずはしようということで先程申し上げましたとおりでございます。

ただ、実はあの道路も用地の関係がありまして、全部が町の所有の、今走っている、歩いている道路が実は全部道路敷地ではないということですので、その辺の用地のことも実は以前にありまして、それがなかなか工事に結び付かなかったということも実はありました。ですので、今回

はそういうふうな用地的なところは町としても再度のお願いですが、それをクリアするのがまず第一かというふうに思っていますし、先程いただきましたが、差別というふうなことは、一切そういうふうなことは町としても考えておりません。ただ、そういうような条件的なところがあってということが一つありますし、もう一つは、ねずみ沢線の関係はどうしても幅員といいますか、北側といいますか、こちら側からいうと右側の崖地の部分が、右側、相当急な山になっているわけですが、あれをどうするか、それで片方は、左側、宅地が建っている方はもう建物が続いて、連端して建っているということで、もう使える幅というのが限られているということがちょっと拡幅といった場合にどうするか、先程崩落というふうな心配もございますので、そうすることによって今度は右側の上に1軒、家屋がございまして、その門口等との関係も当然検討しなければいけない。そう簡単にといいますか、普通の平場に道路をつくるというふうなところとは違う条件のもとだというふうに思っております。これはもうちょっと時間もいただきながら、当然予算的なことも勘案しながら、あとは地域の方々のご理解というのがやはりその中で一番、先程言いました用地の関係もございまして、その辺は地域の方々にご理解をいただく必要があるのかというふうに思っております。

以上です。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

それでは、町道ねずみ沢線については平成28年度からそういった工事を行うという回答をいただいているのですが、前に平成23年度の地域課題のところでも高速ボックス下の改修ですね、それについての回答というのはどういうふうになっているのかお聞きします。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

高速道路のボックス下の改修につきましては、あそこにヒューム管が道路を横断しているわけですが、それが完全に今回の雨、または過去の豪雨による採石で埋まっているという状態は確認をいたしましたので、今回の補正予算でそこについては、暗渠ではなく開渠という形で工事をしたいというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

ということは、それで当面は対処できるという回答なのでしょうか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

現在の状態ですと、大沢線の方から流れてきた水が十分に下流に掃けないという状態になって

おりますので、それを防ぐということから今回そういう工事を行う予定にしております。それで、将来的には大沢線のやはり道路改良工事をして、採石が上流から流れてこないようにしないと、この問題については解決はできないのではないかとこのふうには考えております。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

それでは、将来的にというか、平成28年にねずみ沢線となっておりますので、ではその大沢線の今未舗装のところはそのあとの計画になると、後期計画の中に盛り込まれている平成28年のあとというふうな回答でしょうか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

大沢線につきましては、来年度以降の着手に向けて今、検討しているという状況でございます。ということで、いずれ早期着手に向けて今努めている、検討しているという状況で、年度については大変申し訳ないのですけれども、明確な回答はできませんけれども、早く着手したいというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

それでは、ちょっと質問のあれを変えまして、今回、各地域を緊急班内回覧ということで、農林関係施設の災害についてということで、これは8月20日に国が激甚災害を指定したということで、大体13万円以上40万円未満の復旧工事についてそういった、一応制約はありますけれども申請を出してくださいというような緊急班内回覧が回りました。9月10日までということですので、今日まで多分そういった申請があったと思いますけれども、申請、まだ今日は10日終わっていないのであれですが、どれぐらいの申請があったのか、担当課では把握していますでしょうか。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

問い合わせ等を含めまして二桁の数十件あるかと思えます。今、朝方確認したところでは二十数件あったかと思えます。

議長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

今回の9月定例会の方にそういった町民負担の部分を条例という形での案件も出ているので、町としてはそのことでお金を出すというようなことは考えてはいると思うのですが、今朝の新聞

ですね、岩手日日、大雨被害、早期復旧へ補助金ということで一関市が独自制度を今日から申請を受け付けということで始まっているようです。というのは、これは国の激甚災害指定に伴う国庫補助、市債事業の対象にならない工事、13万円未満が対象であると、工事にかかった費用の2分の1を上限に補助するというような一関市の補助事業が今日から始まったようですけれども、こういう事業が隣の市でやっているのですけれども、平泉はそういったところは考えないのかということをお伺いしたいと思います。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

今回の9月補正予算でそうした対応をしたいということで予算計上しておりますし、細かい内容について今、どういった形でやるかは検討中でございます。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

一連のこういった災害が、もちろん大沢地区に限らず平泉町内全域で今回はあったわけで、私以外の議員も質問という形で出されてくるとおもいますけれども、やはり住民生活というところで安全を考えた時に、やはり何を優先するかということをおまづ町長には一番先に考えていただきたいと思っています。

前にちょっと聞いて、町長も地元なので、地元からそういうふうにしたのではみたいなことを言ったというのを聞いたことがあるのですけれども、それは別ではないかと、やはり緊急性とかそういったところで、私も11区、地元の議員ではありますけれども、どこを優先するかということをおやはりきちんと考えてやっていただきたいというふうに思います。

それでは、今の1番目の質問を終わります。

次に、世界遺産登録後のまちづくりについてということをお伺いしたいと思います。

平泉は世界遺産登録2年半を過ぎようとしております。観光客も一時の訪れていた人たちが少し落ち着いたかというようなところで、もともと観光地ですからたくさんの方たちが訪れてくるとは思いますが、やはりこれからのまちづくりを考えた時に、今回、エッセイということで全国から平泉のことを書いていただいた文章が本当に300近く届いたわけですが、その中にはやはり、ちょっと一つですが、いつか平泉を訪れたいと思い、やっとな願いが叶って平泉を訪ねました。平泉にはほかのどんなところとも違う空気が流れ風が吹いていました。それは900年前の清衡公の目指した浄土であり、平泉の人々の精神性の高さから来るこの町の雰囲気ではないでしょうかというような、本当に身の余るような文章をいただいたりしますと、やはり本当にこの町が住民にとって一番、もちろん訪れてくださる観光客の方もそうですけれども、住民自身が自分たちで築くということももちろん必要ですけれども、まちづくりの中にこういった精神性の高さというところとちょっと大仰な言い方かもしれませんが、そういうことを念頭に、やはり是非ともまちづくりの中心に据えていただければというふうに考えています。町長、もう一度こ

のことに關して見解を伺いたしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

まさに世界遺産の理念が精神性ということは、やはり世界から認められたその精神性だというふうには思っておりますし、その精神性を私たちからすれば常に思いを続けて、そして今の子供たちにそれをどう伝えていくかというのが一番の私は重要なところだというふうに思っています。先程申し上げました新総合計画の中にも、それぞれの場面、場面でその思いは全部盛り込んでおりますので、その辺は町民の方々にまずは今、議員ご指摘のとおりのお話でございます。まさに私もそれを中心に、やはり平泉のよさといいますか、これからのまちづくりの中心に据えて取り組んで参りたいというふうに思っています。

以上です。

議 長（青木幸保君）

1 番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

ちょっとまだ時間前ではありますが、二つについて質問させていただきました。

最初の質問に関しましては、やはり住民の安全を守るという決意を町には持っていただきたいということで、是非とも早急な対処をお願いしたいと思います。それから2番目につきましては、やはり私たち町民自身もですけれども、行政と共にと、協働ということでこの町をよくしていくという意味では、議員の私たちも、それから住民も、三者がそういうところを本当に中心に据えてこの町をつくっていくという考えを持っていければ一番いいのではないかとこのように思っています。

以上、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（青木幸保君）

これで、升沢博子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 4 5 分

再開 午後 2 時 0 0 分

議 長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

通告 2 番、寺崎敏子議員、登壇質問願います。

4 番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

先に通告をしておりました 2 点について、町長と教育長に、お二方にお伺いしたいと思います。

まず1点目でございます。地域懇談会の実施結果についてでございます。

三つほどあります。

一つ目、地域懇談会の実施した本来の目的について町長にお伺いしたいと思います。

二つ目、全行政区に説明され、財政面と体育館建設に対する多くの意見を町長はどう受けとめたのかお伺いたします。

三つ目、懇談会の実施結果を教育委員会会議へ報告され協議されたのかどうか、その中で教育委員会会議で方向性はついたかどうか教育長にお伺いたします。

大きい2点目でございます。観光客の減少対策について。

一つ目、世界遺産の登録が早3年目を迎えようとしている本町は、今年になってから観光客が減少傾向にあると思われるが、この現状に対してどのような方策を講じられるのか町長にお尋ねいたします。

それから二つ目、過日、東京都で、さっき行政報告もされましたけれども、東京で行われた全国世界遺産地域連携会議の協議内容について2点ほどお伺いしたいと思います。その中で、全国共通の問題点はどのような問題点だったのか、その問題点の解決策や参考事例等で、本町で生かされる可能な事例はなかったのかどうか。

三つ目です。本町の景観を守るためには、自然景観・文化的景観の保全と整備を推進するにあたり担当課の連携会議が必要と思われるが、その連携会議が行われているのかどうか町長にお伺いしたいと思います。

以上、通告しておりました質問に明快で分かりやすいご答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、寺崎敏子議員のご質問にお答えをいたします。

1番目の地域懇談会の実施結果についてでございます。

初めに、地域懇談会を実施した本来の目的についてでございます。

今回の地域懇談会に関しましては、体育館建設事業を進める中で、懇談会前にいただいたご意見の多くは町の借金について、建設資材の高騰に伴う割高な予算について、施設の必要性等についてほとんどであり、町民に説明が行き届いていないのではないかというお声を町民の皆様方からいただきましたことや、3月の予算特別委員会の審査意見の中で、住民との合意形成を図りながら慎重に進めることとの意見が付されましたことから計画したものでございます。なお、今回建設しようとしております体育館は元来あったものであり、耐震診断結果に伴い急遽解体せざるを得なくなったことが発端であり、それまでご利用いただいた利用者、各種団体にご不便をかけていること、新たに施設整備することにより、将来を担う青少年の健全育成や人づくりの拠点となるほか、老若男女を問わず健康保持増進、体力づくり等の充実につながること、災害時に主要な避難場所として機能すること、平成28年度に開催予定の希望郷いわて国体において競技会場、

練習会場としての利用も想定され、生涯スポーツの更なる振興や町の経済の活性化が見込まれること、また、学校開放による体育館使用とは異なり、利用時間等の制約が緩和されることに伴い、より多くの世代の方々に有効活用される可能性が高いことなどから、町の財政が許すのであれば再建するのが適当であると考え計画したところでございます。

これらのことから、今回の地域懇談会では、体育館建設と併せ密接に関係します今後のまちづくりの方向性及び現在の財政状況についても説明する必要があると考え、全21行政区に対する地域懇談会を開催したところであります。

次に、財政面と体育館に対する多くの意見をどう受けとめたのかについてお答えをいたします。

財政面につきましては、平成の市町村合併の時期に説明会を開催して以来、実施していなかったことから、当時と比較し、政権交代やその後の地方交付税の増額などの影響もあり、財政状況が好転していることを、起債残高と基金残高、実質公債費比率、将来負担比率の推移にも触れながら、将来推計と併せて説明させていただいたところでございます。ご意見の中には、どうして急に財政状況がよくなったのか、当時の説明だと、一関と合併しないと台所事情が大変だと言われていたが、合併しないでも改善されているのは不思議だといった質問、意見のほか、人口が減少しているのを将来の方々の負担を少なくしてほしいという意見の一方で、実質公債費比率が減っていくことはよいことだが、ソフト事業とハード事業の適正なバランスを見据えながら事業を行ってほしいといったご意見もございました。

体育館建設につきましても、体育館建設に至った経緯や建設場所に係る質問のほか、長島体育館や学校開放施設の稼働状況に係るものや避難場所として、あるいはイベント会場としての利用はどうか、更には収容人数や観覧席についてなどの質問を含め、賛成、反対それぞれの立場から様々なご意見、ご質問をいただきましたが、一つひとつ丁寧に町の考え方を説明したことで町民の方々の一定の理解を得られたものと考えております。

このように、多くの町民の皆さんが町の将来を真剣に考えていただいていることをありがたく受けとめると同時に、真摯に対応していかなければならないと肝に銘じた次第であります。

以上のことを踏まえ、体育館建設については、新平泉町総合計画のまちづくり戦略で示しているように、定住人口の増加策として、また、豊かな心を育む住みたい町に向けた政策においても必要な施設であると認識しており、9月定例会終了後に体育館基本設計の発注を行いたいと考えているところでございます。

次に、大きな2番目の観光客の減少対策についてでございます。

初めに、観光客の減少傾向に対する方策についてお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、観光客については世界遺産登録以降増加しまして、平成24年の観光客数は264万人という過去2番目の入り込みを記録をいたしました。平成25年1月から7月までの観光客数の状況につきましては、前年対比2割減となっております。また、平成25年1年間の入り込み状況としましては、8月の状況や例年の紅葉シーズン等を勘案しますと、前年対比約1割減の230万人程度と予想しているところでございます。

このような現状に関しましては世界遺産登録直後から予測をしており、昨年度策定いたしました

た平泉町観光振興計画においても様々な方策を検討し盛り込んできた次第でございます。特に町民に対して平泉観光の理解の促進や、町民発の観光情報発信事業の推進などによる平泉観光による地域ブランドの育成、加えて世界遺産の構成資産を中心にその他の魅力的な資源や施設等に誘導するようなモデルコースの設定や、四季を通じた魅力ある観光メニューの開発など、平泉観光の満足度向上、資質向上に努めて参りたいと考えております。更には、町、中尊寺、毛越寺、観光協会、商工会で組織しております平泉観光推進実行委員会を中心に、中長期的に観光客が順調に推移していくよう北海道から教育旅行の誘致に加え、首都圏からの教育旅行の誘致、東北観光推進機構や東北運輸局との連携したインバウンド対策事業など、官民一体となって取り組んで参りたいと考えております。

次に、全国世界文化遺産地域連携会議の協議内容についてでございます。

初めに共通の課題についてお答えをいたします。

まずは世界文化遺産地域連携会議についてでございますが、日本国内の世界文化遺産を有する市町村とそれに関連する専門家や市民リーダーが連携し、相互の親睦を深めつつ、文化財の永続的な保全やそれを前提とした観光と地域づくりのあり方、各種の共同事業実現などについて積極的な情報交換を行うため、2011年6月に発足しております。国内の世界文化遺産は1993年の姫路城、法隆寺より、本年度登録されました富士山を含めまして13資産、その内容も多様でございますが、資産の所在する市町村が世界文化遺産に関連して多くの共通課題を抱えているのが現状であります。共通の課題につきましては、例えば長期にわたっての資産の維持保全、資産を核としたまちづくりの計画、観光面における魅力発信、観光客の増加にかかわってのインフラ整備、顕著な価値の普遍性を次世代に継承していくための世界遺産学習のあり方などが挙げられます。

次に、参考になる事例についてのご質問ですが、例えば原発事故以降、いわゆる風評被害により東日本全般における観光客の減少について日光市から事例報告があり、この点につきましては本町におきましても非常に深刻な問題であることから、お互いに情報を共有する必要があると思っております。また、日光市では2016年に東照宮ゆかりの徳川家康公没後400年を記念し、それをきっかけに誘客事業を展開して観光客の増加を目指す考えを示されておりました。また、姫路城は来年の大河ドラマとのタイアップや、登録20周年記念事業を斑鳩町と連携して開催する予定が紹介されました。

このように、日光や姫路城の例を参考にしながら、本町としても記念事業などの展開によって観光面での誘客を生かせるものと考えているところでございます。いずれにせよ、世界文化遺産という特別な資産を抱えている自治体は数が少ないわけでございます。その特殊性を生かして他の自治体とも広く連携して取り組むことは非常に有効であろうと思っております。

次に、自然景観・文化的景観の保全と整備を推進するにあたっての連携についてお答えをいたします。

当町の自然景観・文化的景観の保全及び整備を図るために、平泉の歴史を生かしたまちづくりの景観条例及び景観法に沿ったものでなければなりません。このため、専門的な知識を必要とする案件や平泉町景観計画で定めております重要公共施設の整備にあたっては、平泉町まちづくり

アドバイザー会議、平泉町重要公共施設デザイン会議を開催して審議しております。この場合、必要に応じて関係する課より意見を聞き取りしているところでございます。

私からは以上でございます。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

私からは、地域懇談会の実施結果に係る教育委員会議での状況についてお答えをさせていただきます。

8月19日の定例教育委員会議において、平泉体育館建設基本構想及び基本計画に関し意見を求めることについてを議案としまして協議をいただきました。地域懇談会の実施結果のうち、体育館建設概要に係る各行政区で出された意見概要のまとめをお示しし、協議したところでありす。その協議がなされた中での会議の方向性についてであります。それぞれの意見から出された意見等については、全て教育委員会の意見として町長に伝えると決定したところでありす。

以上であります。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

またまた重い質問になりますけれども、納得しないところも多々あるし、町民の代表でもある私でございますので、再質問をさせていただきます。

まず、町長の答弁を聞きますと、住民との合意形成を図りながら議会でも委員会でも住民懇談会をすべきということが付されたのでやりましたという証拠づくりのようにはうかがわれるところもないわけではないわけですね。それで、その中で、スポーツにかかわる振興や町経済の活性化が見込まれるという答弁がありましたけれども、どのような経済の活性化が見込まれるのか、まずちょっとそのことを1点お聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

体育館建設をしたことよっての経済の活性化ということでございますが、スポーツを通じて様々な方が交流をするということになりますので、それに伴って平泉町を訪れていただける方、そして、来ていただいた方がいろいろなものを買っていただいたり、それから体育館については使用料等もございますので、そういったこと、また、平泉町においでになった方が観光とかそれぞれのところでいろいろな施設を利用していただくというような、そういうようなことも含めて経済が活発化するというようなことを見込んでございます。

以上です。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

それはそれとしてお受けしておきます。分かりました。

それでは、地域懇談会では体育館建設の必要性を説明して、住民と意見交換の場を設けて合意形成を図ることが目的であって、財政説明をして財政が大丈夫だから建てるのはいいのだという説明ではなかったはずで、体育館を建てるにはどういうみんなの思いがあるかということで、そこで合意形成をするための十分な議論をするための賛成合意が得られたのかどうかということ、私は今回の住民懇談会で聞きたいというところで、本来の目的はこういうところにあつたのではないかというふうに思っていたので、ちょっとその答弁の内容が違っていたので、もう一度確認の上で本来の十分な議論、賛成合意が得られたのかどうかということをお尋ねします。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

開催した項目の中に、私の方で概要についてということで体育館建設については説明をさせていただきましたが、その中で最初に体育館の必要性ということについて取り上げてお話ししましたけれども、その中では賛否両論あつたことはそのとおりであります。それに対して、できるだけ丁寧に、特に心配される方々については私の方から説明を申し上げたというところでもあります。ただ、必ずしも100%全ての方が納得したということではないわけで、先程町長言いましたように、一定の理解が得られたというそういう表現でお話しさせていただきましたけれども、そのように私もとらえております。

なお、やはり一番心配されるところについては、体育館が必要であるかどうかというふうなところで一番話し合いがあつたのは、財政が大丈夫かというふうなことは、どうしてもやはりそれぞれの町民の方も気になる場所であつたというふうに思いますので、それも大変大事な話だというふうに私は受けとめておりましたし、そういったことについては詳しく、今後の財政状況どうなるかということについても企画の方から説明をさせていただいたというところでもあります。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

一定の理解を得られたというふうなことをございですが、私は町民の多くの人たちの話を聞いてみますと、私の地元なんかも理解得られるような質問はなかったと思います。それを多くの人たちから聞いております。私の見解は違います。それで、実施経過表ということで一部説明されました。その概要を総括的に私なりに読み砕いてみました。住民の意見はないよりはあつた方がいい、が望ましい意見です。そこで、建設するのであれば、様々な条件があつたのではないかと、その条件付きの賛成意見であつたのであって、今すぐ建設を望むという意見ではなかったのではないかと、集計表からもそれも確実に読み取られますし、町の町民たちもそういうことを話しております。これを町長や教育長が、一定の理解を得られたので計画に沿って推進すると新聞報道までされましたが、町長は建設に対して不安を話してもいますね。本当に大丈夫ですか。復興事

業により、財政が心配だから財政を説明したという今、教育長のお話でしたけれども、復興事業により人件費、要するに職人です。資材の高騰が急速に変動している中で、予算を執行どおりできるか、また一つ大きな課題ができたと思います。それでも計画を推進されていくのかどうか、ここは町長にお尋ねいたします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それぞれの捉え方だと思いますし、私は当然、全行政区出てそれぞれの町民のご意見をいただいた、そしてご質問をいただいたというところで、内容については、財政については財政担当の方から、体育館本体については教育長の方から、教育委員会の方からそれぞれご説明をさせていただいて、不安解消という表現がいいでしょうか、やはりずっと思っていたことは皆さん、お話ししたのかというふうに受けとめております。ただ、その中で、将来の財政計画が大丈夫かとか、今お話しされた資材の高騰とか人件費の高騰というのが当然あるというふうなことで、私もそれは大変気にはしております。実際に教育委員会の方で調査をしたところ、一応、一番最初に6億数千万円が8億3,000万円になったわけですが、その時も資材の高騰がおよそ17%ぐらいの高騰が現在あるということで、つい最近調べたところ、また更にそれよりも資材、人件費、賃金は高くなっております。およそ25%ぐらい値上げなっています。ただ、それは仙台の調査ではそういうふうな形になっておりますが、仙台以外では実は当初予定していたよりも17%以下、もう10%を切るぐらいのそれぞれの資材高騰なり賃金の上昇というのが見受けられました。それが私からすれば、これはあくまでも予想ですが、今、復興需要という部分でどうしても短期間で人もものも必要だということで、どうしても対応できないということで、本当に全国各地からも集めたり人も集めるということで、どうしてもやはり高騰するのは当然だというふうに思っています。

当町の体育館については平成27年度を建設する予定になっておりまして、それまでは平準化されるといいますか、そういうふうな予想も立てられるのではないかというふうな思いであります。ですので、その辺はこのまま、正直申し上げまして25%という高騰といいますか、にずっと続けば当然事業費にも響いてくるわけですので、その辺はきちんと経済状況とか、その辺の状況を見ながら対応しなければいけない部分もあろうかというふうに思っています。

以上です。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

それだけ心配して思っているということで、これはどこにも下がるという根拠はないわけですね。いや、2020年にオリンピックが誘致されて非常に日本中沸いているところですけども、復興、今、3県でも復興するのに25%上がっている、それは仙台中心だと言いますが、今度は東京中心になってきます。そうなってしまうと、この岩手の復興も、復興地であるここも本当に何

の保障もなく高騰していくことが見えているような気がします。

それで、今、私も少し、今、社会情勢は復興事業により入札が不調になって終わっているという事は当局も知っていたとおりでと思います。国土交通省では、今お話しされていることだと思いますが、国土交通省では公共事業の予定価格は前年度の労務単価をもとに計算されていると、この震災は人件費の急騰もあり、予定価格に十分反映されない状況になっていく、これ県から調べてみました。建設条件や予算条件の変動に伴う金額の変更に工事請負契約書単品スライド条項というのが規定されている、それが運用ができるようになっていて、人材不足、技術者不足ということで、相当に入札が不調に終わっているという事例が県内でもあります。今、岩手県内でも釜石のこども園を建設するのに不調、不調に終わって非常に困って、県でも頭を抱えているというそういう情報もあります。そのような状況を議会や教育委員、それから住民に再度理解を得られるかどうか難しいように思います。その調整はどう説明されるのかお伺いいたします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

入札不調もそれぞれ新聞等の報道により承知はしております。町も今発注している工事にどう影響するかというのも実は私自身も気にかかるところでございます。ただ、幸いにも、内陸の方にはそういうふうな事例はまだ発生しておりませんし、当町においても入札、指名競争入札を行っているわけですが、そういうふうな事例については今は出ておりません。ただ、これがどういうふうな形で沿岸部の工事発注が内陸まで及ぶのか、それはちょっと予測は立てられませんけれども、まずは地元にいるそれぞれ技術者なり生コンとか、当然沿岸に行けば生コンの工場すらもまだ復旧に至っていないというふうなプラス要件があって、そういうふうな高騰という、やはりこちらから持っていく距離とか当然技術者の住まいとか様々なことを考えれば、当然高上がりといえますか、高騰する原因はそれぞれあるのかと。内陸からすればそこまでは至っていないというふうには私は今、現時点では考えております。

以上です。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

沿岸であって内陸は違うのだというふうに聞いていいわけですね。ということは、内陸はまだ大丈夫なので地元の業者を使って、そしていくと。いや、体育館建設するのは地元の業者でできるのですか。大きい会社に受けていただいて、それを地元の業者に下ろすという、JVというのですか、そういう契約のようなのをしないと、8億、10億になる工事は地元の、本当に要望される小さいこの町での業者では私は難しいのではないかと思うのですが、その辺はどういうお考えで今のご答弁でしょうか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

まだ発注する段階まで至っておりませんので、ただ、中学校の建設の参考にすれば、技術力とか監理とかそういうふうなことを考えれば、中央といいますか、大手の建設業者が落札するとか J V とか様々な方法はあると思います。当然それは今後の発注の仕方だと思いますが、ただ、私、沿岸がそうだからではなくて、そういうふうな技術者といいますか、人夫もそうですが、労働者としての確保という部分からすれば沿岸とは違いますよというふうなお考えを申し上げただけで、何も差異を強調しようとしたわけではありません。当然、体育館建設がこちらでスタートすれば確かに大手ということで、下請とか先程申し上げました J V での中で資材の手配なり労務者の手配とかやれば、もう地元でも十分できる内容なのかと、そんなに何十億もの事業費ではないので地元の労働者なりそういうふうなものでも十分できるのかというふうな思いでお答えをしたところでございます。

議 長（青木幸保君）

4 番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

いや、押し問答や言い問答になりそうなので、ちょっとそれを切替えていきたいと思います。

そういう程度のものしか建てられないのかということにもなってしまうわけですが、そういうことではなくて、町民は建てるのであればきちっとした立派な体育館をほしいのだから、今のこの社会状況の中で本当に大丈夫かという、財政面も含めながらそういうことを心配して行って、また更に借金が増えるのではないかという、その説明も行政でいう財政の算出の仕方だったり補助金をいただくためのいろいろな手続きのことは町民は素人なわけですね、言えばもらえるのだろうというような感じがあるわけですね。そういうことで、この問題についてもう少し、前回振り返って整理して確認をとってみたいと思います。

町長は一定の理解を得られたので計画に沿って推進しますと話されていますが、3月の定例会の時、私はじめですが、何人かの議員から体育館建設について質問され、そして答弁をされています。その中で町長はこのような答弁をされていますよ。「予算計上したからぎりぎりやり通す、また計画をつくったからそれを押し通すのではなく、その時々々の経済状況なり町の財政が裏付けとしての事業が基本になるものですから、社会情勢なり町の予算の状況が難しい時は先送り、もしくは凍結ということにもなるかと思いますが」、また、こうも言っていますよ。「議会に計上して可決になったから押し通すことではありません」と何度も何度も答弁されています。この答弁は間違いではないですね。その時々々の場当たりの言葉に町民は難色を示しています。町長としての生命線も危ぶまれると多くの人々は心配しています、どっちなのだと。ということで、3月の定例会にそれぞれの議員に答弁したことに對して、間違いはないかということなわけです。それを一定の理解を得て推進するという新聞報道も出し、9月の定例会後は、設計料は残念ながら私たちの意と反するところで計上されましたので、粛々と進めるところでございましょうけれども、その進め方にしても今の答弁、きちっとした議事録に載っています。その辺、間違いはないか

どうか、ご答弁ください。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

申し上げましたことはそのとおりでございます。何も覆そうとも何とも、それはそのとおりで、私も今もそういうふうな考えでおります。今、アベノミクスで日本の状況が好転するという、ましてや東京オリンピックが招致されるというふうなことがあって、株価も高騰しているというふうな状況もありまして、今後、国の財政自体が大変大きな借金を抱えているわけですから、それがどういうふうな形で出てくるのか、それが当然町への影響というのは大変大きいものだというふうに考えております。ですので、何度もお話ししているとおおり、町の財政が好転といいますか、ひどくなれば、それはやはりやめるとか凍結とか先送りとかというのは当然ある話です。それは誰もが現時点では予想できませんので、ただ、今の状況の財政であればそれは十分、おかげさまで起債も年々減っておりますし、財政調整基金も今年度も積む予定になっておりますので、そういうふうな形がずっと続くのであれば、皆さんが待望の体育館だというふうに思っていますので、それは建設に向けていきたい。

今回実施させていただくというのは、実施計画、基本計画の部分を立てるといふこと、計画するということです。それはあくまでも実施計画で、まだ発注する段階ではございません。今まで図面とか配置図とかそういうふうなものを一切つくっておりませんので、そこをきちんと図面化をして、そして具体的な項目を挙げて、またそれをどういうふうな形がいいのか、それぞれご意見をいただくというふうなことです。また発注まではまだ期間もありますので、そこは状況を見ながら当然対応していかなければいけないというふうには考えております。

以上です。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

そうですか。ため息ついてしまいますね。

そういうふうな話をして粛々と進めるのが当局の方針ではないかというふうに思って、図面はまだまだですということですが、図面も出てきて、またそこで似たような話だったりするようになるのでしょうか。

先程、経済効果はどう図るのですかというふうに教育次長が答えてくれましたけれども、前回町長は、やはり税金を上げるためには体育館よりも文化ホールがいいのではないかという話もあった時に町長はこう言っています。「体育館で税金を上げるつもりはございません」、こういうことも話しております。それから、前の時には、教育委員会で建設場所はどこなのだと、ある程度決まっているのだったら何番地までも言えないのかということところまでもお話しした議員がおりますが、そこまではちょっとまだですということで、大方決まっているようなことを教育委員会サイドでは話されました。ところが、町長は、「教育委員会では場所が決まったようなことを話し

ていますが、はっきり決まっていはいないのですと」、ここで当局と教育委員会との話のやりとりの誤差があるわけです。違いがあるわけです。前に私が話したように、そうなりますと、きちんとお互いに協議をした中で予算を計上するのが必要なことだと。ところが、総務企画課では、されているものだと思って予算計上をさせてもらいましたということでした。こういう違いも出てきているわけです。それもきちっと議事録に載っています。どういうことでしょうか。こういうことで町民が難色を示していることは、示す町民が当たり前だと思いますが、そういうところで、まだまだ先のことですというのであれば、もっと教育委員会と当局とそういうことを最初からも一度考えてみてはいかがですか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

場所も含めて教育委員会とは十二分に協議はしております。その都度、今回の懇談会の内容についてもそれ以前から、話をしないと進まない話なのです。片方だけ動いてはできない事業です。何事でもそうです。私の思いだけではできません。それぞれ担当部署の思いも入れながら、それぞれ計画を立てて実施に向けていくというのが普通でございます。その普通は今でも変わらずやっているつもりですし、ただ、建設場所の関係でちょっと表現の仕方が違ったというのは、それは説明する我々の方がちょっとまずかったかというのは反省しておりますが、いずれ、ハザードマップで心配のない場所に建てるということは以前と変わらないことですので、表現がそういうふうに誤解を招いているのであるということは反省もしておりますので、今後についてはそういうふうな誤解のないような調整をこれからもしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

私もかなりのエネルギーと多くの町民の意見を聞いてこうやって質問させてもらっています。それが、言葉がちょっとまずかったかもしれないとか、議事録に載っているのもちょっと、これもちょっとという、あまりにも失礼な話ではないですか。そういうふうなことではなくて、やはり白紙に戻して、町民は賛成の合意形成したとは思っていないですよ。私も他の議員も何度も話していますが、やはり平泉の将来を見据えて、町長も言っていますよ、見据えて何が最優先しなければならないかということの計画をもう一度、それこそ課長、教育委員の人たちと十分に話し合ってみてはどうですか。

今、1番議員が、緊急で防災で孤立しているところがある、道路もこういうままにならないところが今今あります。もう体育館建設よりも衣食住のそういう生活の方を最優先に考えて、それを早めにして、平成28年度なんてそんなこと言っている場合ではないのではないですか。明日にもとんでもない雨が降るかもしれないですよ。そういうことも踏まえて、もう少し住民側に立った計画を立てて、あつていい、あればなおいいというような体育館建設ということとは

う少し考えるべきではないかと。そして、生活道路だったり生活の安心という衣食住にかかわる福祉、教育、そういうところを充実するというのを考えてもらえないでしょうか、町長、どうでしょうか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

これも懇談会の中でいろいろとご質問あったのですが、体育館をつくとほかの事業をしないのかというふうなお話がありました。決してそうではありませんということです。今まで、今議員お話しがありました教育なり福祉なり町民の安心安全というのはやはり第一義です。それをやるのが行政であり、すべきものがそういうふうなものです。ただ、誤解をしていただくと困りますよということで、体育館をつくるからほかの事業をやめるということではありませんと、それは今までやってきたサービスはそのままやりますと、それは当然財政的な好転もあって、それだけの貯金といわれる財政調整基金もあったり、公共投資整備基金もある程度積んできていると、そういうふうな中で体育館は別枠ですよというふうなお話をして、その方は私からすればある程度はご理解いただいたのかと。ですので、そこは体育館をつくったからもう道路もつくらないとか、生命にかかわる部分を何もしないとか学校教育を何かおろそかにするとか、そういうふうなことではないということは、町民の方々にはその都度その都度ご説明をしてご理解はいただいたものというふうには思っているところでございます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

いや、納得していません。

それでは、次のところに移っていきたく思います。

観光客の減少対策についてということでございます。私の聞きたいところは、もっと具体的な話のところを聞きたかったわけです。観光振興計画が策定されて、平成25年度から実施しているようでございますが、今年度の重点施策については、何を重点施策にして今年度やっているのかというところからまずお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

本年度の観光振興の重点施策といたしましては、まず教育旅行が特にも北海道の方面ですけれども、東日本大震災以降かなり激減しておりましたので、それをもとの数に戻そうということで今、北海道、特にも札幌を中心とした中学校を直接訪問いたしまして平泉に来ていただくような取り組みをしておりますし、インバウンド、外国人観光客の誘致につきましても、かなりあれも風評被害等で落ち込んでおりましたので、それをもとの数字に戻すということで考えております。ただ、それだけでは戻ってきませんので、平泉町内で受け入れる側の町民の方々の平泉に対する

思い、平泉の歴史とか、そういった浄土思想的なものをみんなでワークショップなどを開いて町民相互で理解していただきながら、平泉を訪れていただいた観光客によりよいおもてなしをしていただくような取り組みを今後していきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

そうですか、修学旅行の大型バスがやはり見えていないというのはそういうことだったわけですね。今までの観光客は、私が思うには観光会社の企画ツアーが主だったのではないかと思うのです、個人的にというよりも。観光客の企画ツアーで客があっという間に来ているのではないのかというふうに思っております。

最近の、私は毛越寺通り帰るのですが、そこの町並みを歩いているのは小グループ、今休みに入っている学生たちですか、それから若いカップルとか、そして個人客が目立って、以前より多くどやどやと来ている感じはしないのですね。でも、そこそこに歩いていると、こういう観光客を大事にすべきではないかというふうに思っているわけです。

それで、そういう観光客にちょっと凶々しくあったのですけれども、声を聞いてみました。平泉に来てどんないい印象ありますかと聞いてみましたら、まず、ここは小学校が違いですので、子供たちからあいさつされるので、驚いて嬉しくなりました。小学校から言わせるとあいさつは少なくなったと言われていますが、でも観光客、よその人から見れば子供たち、ランドセル背負っている子供たちからこんにちはと言われることが非常に観光客には嬉しいと、これが子供ではなくて大人もそうであってほしいのではないかというふうに思います。

それから、駅に降りた瞬間、高い建物が無いわけですね。心が伸び伸びとするというか、ホッとするというか、とても癒やされますというふうに話されています。もう一つです。これが平泉らしいのではないかと思うのですが、緑が濃くて空は高く空気が澄んでいて空気がきれいで感動しましたと、ここだと思うのです、平泉らしいというのは。

それで、私はこの3点、もうちょっとありますが、でも、町長もいろんな方々から平泉を訪れて、いや、すばらしいですねと言われたことがあると思うのですね。ちょっとお聞かせください、二つ三つ。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

私も子供たちのあいさつというのは聞いておりますし、目の前で横断歩道を渡っていくと振り向いて会釈をすると、もう運転手は喜んで、もうニコニコしていたり、そういうふうなものを見ますとすごいというふうに、自分たちの町の子供たちにすごく、すごさを感じておりますし、あとは町はきれいですねというふうな話を受けます。本当にそれぞれの地域の方々、自分の前の庭を掃除したり草刈りをしたりと、そういうふうな、我々からすれば普通のことですが、都会の人たちから見ればそれは本当にすばらしいと。あとは先程おっしゃられました、駅を降りた時の

空が広いというのは私も何人かにお話をいただいております。私からすれば、駅前には賑わいがなくて、平泉は寂しいところだというふうな思いが来るのかと思ったら全く真逆の話が出たものから、まちづくりといいますか、駅前のこれからのあり方というのは少し、地域はもっと賑やかな方がいいというふうな話を受けていますので、その辺の現実とやはり思いというのをもう少し調整しなければいけないのかというふうに思っています。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

そうです。やはりそのように、私たちは都会の方を目指しています。でも、都会の人たちは田舎の方を目指して、都会でないものを感じて帰りたいというのがやはり観光客の思いだと思うのです。特に、グループやカップルの人たちはそういう平泉の空気、そういうのがいいところ、残念ながら、またがっかりしたことはどういうことですかということを探してみました。町並みはきれいだが、今、町長、草も取ってと言っていますが、まだまだ足りないわけです。草木が伸び整備が悪いのではないですか、もっとここをきれいにするともっときれいだということ、毛越寺前あたりから小学校の桜の木のサツキのあの辺ですか、道路際、そこずっと、その辺は草ボウボウです。あの辺をきれいに整備し、しだれ桜もこの頃、咲きが悪いからどうしたのかと思って剪定に詳しい人に聞いてみたら、垂れ下がっている枝をチョキチョキ切っているのだそうですね。だから、そういう残してきれいにしたいものはある程度知識のある人たちに相談して、そして切って、きれいに咲かせて、観光客はもう時期が来ると、あそこはカメラを設置して、夜、ライトアップするのを待っていたのです。それだけ、平泉の小学校のしだれ桜は名物だったのです。それが、どうもこの頃は草と何かでもうどんどん汚くなってきている。それから史跡地ですね、整備し観光スポットを増やして整備してはどうかと、イベントが多いわけですね、野外イベント。その対応が非常に悪くて戸惑いましたということでした。それから、観光客のトラブルでしたね。事故や怪我の一時対応がまづかったと、こういうことがありましたのでということをお知らせしようと思った。例えばベンチが壊れていたとか朽ちていたとか、そういうところで、マンホールのところとか側溝で足をくじいてしまったのだけれども、そのところ気を付けた方がいいのではないですかということを電話したら、あ、そうですか、はいと言って、これで終わりだったと、何だ、この対応はということ、2、3聞かされました。だから、その一時対応、あ、そうでしたかと、怪我はなかったですかというふうな対応の仕方ですね、来たお客さんに電話での対応も、これもおもてなしの一つではないかと、こういうあたりも十分に検討されてはいいかがかというふうに思いますが、観光商工課長、どうですか。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

観光客のトラブル、事故等につきましては、やはり一時的に平泉町役場、観光課の方に来ます。その際につきましては丁寧に、こういった状況下のもとで事故、怪我をしたかということをお聞

きして、その後のアフターケアまでしっかりやっているつもりでございますが、まだまだ観光課以外にいらっしゃるお話があると思います。そういったお話も、いずれ観光協会なり中尊寺、毛越寺なりにいらっしゃるお話も集約しまして、対応の仕方も統一した形でやって、来たお客さんに不満を持たせないような対応を今後していきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

では、5分だけですので、言いたいところまでですが、観光客はそういうイメージでしたが、町の人たちははどう思っているかという、やはり町の人たちも同じです。自然の環境で文化財を守った観光振興での観光まちづくりが望ましいと、水や緑が豊かで自然で調和のとれている町がほしいと、文化的景観が素晴らしいのだと、これを守り続けて私たちの町は文化財を守るのだという意識は、総合計画のアンケートから読まれます。そういうところで、そうなりますと町の整備ですね、町の整備、草刈り、花壇づくり、それで花壇づくりのことですが、昭和45年の国体の時のマリーゴールドとサルビアだけのコンクールで優劣をしているようではけれども、やはり平泉にふさわしい花を、一面に列にフラワーロードになるとか、やはり季節、四季折々の花で、そして緑で空間が、空気が、そして水がおいしいという、そういう新しいイノベーション、改革をして、町民一人ひとりがかかわれるような事業を展開していくことが世界遺産の町、そして土産を買ってもらうのはなかなか難しいです。お金もかかります。でも、花壇をつくって一人ひとり町民がそうすると、もっともっと平泉を愛し、そして町民が満足しないと来たお客さんにも満足をあげられないのです。だから、そういうプロジェクトなり花壇をつくっている人たち、それから草を刈っている人たち、みんな委託、委託でお金で回してしまわないで、やはりそれをもっともっと細かく、それぞれの団体にひざを交えて話をして、どういう花を植えたなら平泉はいいかという、そういうところから具体的な例を持っていくというのが私はやはり平泉を愛する人を育てる意味だと思いますが、町長、いかがでしょうか。最後、教えてください。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

町民の方々には、本当に環境整備、先程申し上げましたごみの問題から草刈りまで、本当に私は一生懸命やっただけというふうにご褒めをいただいているところでございます。中尊寺通りの町並み整備する時にいろんなご意見をいただきました。どうせ植えるなら洋の花ではなくて和の花を植えたいというふうな話がありまして、なかなか和の花、和の花というのは栽培も難しいですし、期間がどうしても短いというふうな話で、なかなか実現には至っていないのですが、やはり思いとすれば、そういうふうなものをやれる、花の苗を配布する時にはそれに近づけるとか、いくらかでも、ただ、マリーゴールドでもサルビアでもいいのですが、やはり花があることによる安らぎというのは、私は一番、自転車で回って歩く人には大変いい環境だというふうに思っております。

委託ということではないですが、花壇は地域の方々にそれぞれ協力をしていただいておりますし、国道の剪定も商工会の婦人部の方々にやっていただいたり、本当に多くの方々に協力をしていただいておりますし、逆にそれへの支援というのがどういことができるか、それはもう少し町としての考えも表していければいいのかというふうに思って、何度も申し上げますけれども、やはり町の魅力は、そういうふうなきれいな町をつくろう、そういうふうな思いが最終的には、今、議員おっしゃられたとおり、来る観光客に大変好評といたしますか、いい印象を与えるものだというふうに思っていますので、それは関係機関ともこれから十分に協議しながら対応していきたいというふうに思っております。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

観光商工課長、いかがですか。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

確かに、平泉駅に降りてそういった統一された花が県道沿い、国道沿いに咲いているというのと、やはり見た目もよろしいですし、感動するようなことだと思います。是非こういった、観光課の方できれいにする会事務局を持っておりますので、その方々、役員の方々ともお話して、ただ、さっき町長も言いました和花につきましては、いろいろと制限等がありましたので、平泉にふさわしい花を今後選定して町に咲かせていきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

これで、寺崎敏子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時13分

議長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

通告3番、高橋幸喜議員、登壇質問願います。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

本日、最後の質問ということで、お疲れだと思いますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

先に通告しておりました大項目2点について、町当局の考えをお聞きしたいと思ひます。

最初に、1点目の地域防災計画についてであります。

数日前、気象庁から、最近多発している竜巻やゲリラ豪雨は、明らかに異常気象によるものと発表され、多くの学者は、日本近海のみならず全世界の海水温度が上昇し、世界規模で自然界に影響が出ていることも発表されました。本町においても、去る7月26日に発生しました豪雨は、雫石町や紫波町に比べれば比較的小規模被害で済みましたが、今回のような豪雨が今後多発する可能性を秘めた昨今、被害を最小限に食いとめるべく、地域や方策が何となく見えてきたような感じがいたします。

今回の豪雨が短時間で済んだにもかかわらず、住宅や住民が集まる中心市街地が危機的状況にありました。特に、中尊寺通りの12区であります。鈴沢地域や花立地域から流れ来る水量が膨大な量で、東北本線のレールまでも流す勢いでした。幸いにも、発生の時間帯は、金ヶ崎町での集中豪雨により列車が運休していたため事故は免れたと私は思っております。また、県道の一部は冠水し、車が通るたびに床下へ浸水、役場にいくら電話しても通行止めしてくれない、よって、地域住民が自ら一時通行止めの対策を講じた。それでも、数件の建物への床下浸水がありました。安全安心のまちづくり、一千年のまちづくりを進めている菅原町政として、減災対策を講じることが喫緊の課題と思われまます。

そこでお聞きいたします。

1としまして、近年多発するゲリラ豪雨、異常気象への対応策はどのようになっているのか、2として、各行政区における自主防災組織設立後の運営状況と事業計画はどのようになっているのか、橋梁等の総点検結果に対する考えと今後の予定はどのようになっているのか、そして、各戸に義務付けられている火災警報器の設置率と促進策はどのようになっているのかでございます。

2点目といたしまして、平成24年度の決算結果にあたり、総括と成果についてであります。

今月の8日、日本時間深夜からブエノスアイレスで行われました2020年開催のオリンピックのプレゼンテーションにおいて最も強調すべき点は、開催の意義、利便性、安全性、そして財政面が投票を大きく左右するというふうの特派員は話しておりました。今回のプレゼンテーションの結果、落選した国々からも、残念だが我が国よりも内容がすばらしかったと賞賛する声を取材する記者もおりました。ロビー活動も重要であったかもしれませんが、全世界の人々が注目しているプレゼンテーションのすばらしさを日本人誰しも感動したのではないかと思います。

その中で、猪瀬知事が財政面を強調、一部に予算ではなく私のところでは準備金があるとの言葉を話しました。委員の中には、そういったことも投票した大きな要素であるということを取材した記者も多かったように感じております。

招致のための一連の流れを見ていると、国民一人ひとりに何かしら目標と連帯感が感じられる、やる気が出てきたのは自分だけではないような感じがしてなりません。

菅原町政は千年のまちづくりを目指し奮闘していますが、財政基盤が強固でなければ全てが進まないことは誰しも思うとおりであります。9年前の実質公債費比率は20.7%、一時23.3%になったこともございます。その後、繰上償還の実行など償還期限の終了、債務負担行為の終了、法改正による繰上償還の実行などの実施により、平成24年度は13.7%と大幅に改善されてきていますが、今後、大型事業を控える中、悪化することを懸念する声も少なくございません。

そこで、お聞きしますが、平成24年度、決算結果の特徴点は何であるか、本決算において特に自負できる点は何かをお聞きしたいと思います。

2としまして、毎年減少する自主財源の確保策をどのように考えているのかお聞きします。

3として、福祉交流館への一般会計からの繰入れ増加と改善策はどのように考えているのか。

4といたしまして、特別会計への法定外繰入金をどのように考えているのか。

以上であります。よろしく答弁のほどお願いいたします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、高橋幸喜議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1番目の地域防災計画についてでございます。

初めに、近年多発するゲリラ豪雨、異常気象への対応策についてでございます。

ゲリラ豪雨とは明確な定義はございませんが、一般的に直径10キロメートルから数十キロメートルの範囲内で、1時間に50ミリを超える雨の量を目安にこう呼ばれているところでございます。雨や台風などは天気図によってある程度予測が可能であります。ゲリラ豪雨は現在の予報技術では正確に予測することは困難であり、地形によっては土石流、崖崩れなどを起こし、河川の急激な増水や氾濫などを招きます。ゲリラ豪雨の被害は、短時間での家屋への浸水や道路の冠水にまで及び、住民の生活に直接かかわる被害を引き起こしております。7月26、27日には当町や一関市でも大雨による災害に見舞われ、また、8月には雫石町や紫波町などで甚大な被害をもたらしたところでございます。

ゲリラ豪雨は予測が困難なもの、多く発生する梅雨末期や台風の季節には、テレビやラジオ、インターネットなどで最新の気象情報を収集することによって被害を最小限に抑えることにつながるものと考えております。また、地域の地理の特性や過去の自然災害の把握などが重要であり、災害時の適切な行動が減災対策に大変重要と考えております。適切な行動をとるためには、地域住民が連携し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要であり、住民一人ひとりの防災意識の高揚に負うところが非常に大きいと感じております。町といたしましても、消防関係機関との連携はもとより、平常時より各地区の自主防災組織と連携して、住民防災意識の向上、災害時における情報収集伝達や避難経路、危険箇所の確認など、地域防災の確立に向けて、災害時の行動マニュアルなどの作成を進めて参ります。更に、今年8月30日から創設されました特別警報の発表など、災害発生の危険性を防災行政無線等の活用でより迅速な周知が図られるよう体制強化を進めて参りたいと考えております。

次に、各行政区における自主防災組織設立後の運営と事業計画の状況についてでございます。

本町において9月10日現在、婦人消防協力隊を除く行政区の自主防災組織については20地区で組織されているところでございます。ご承知のとおり、公共機関による救助や支援などの公助に加えて、地域住民相互による援助である共助、そして自らが自らを守るという意味の自助のそれぞれが大切であると言われております。最近ではそれらに加え、近助という言葉も使われて

おり、向こう三軒両隣と声をかけ合って大雨などに備え、側溝や雨樋の清掃や家の外回りの清掃などにより、大雨や台風などの強風に備えた取り組みも、災害被害を軽減する取り組みとして重要となっております。自主防災組織はこのうち共助、近助の中核を担う組織であり、かつ自助を行う住民個人を直接、間接に支える地域基盤になるものと考えております。地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき組織されているものであり、組織運営につきましては各防災組織の規約に基づき行われておりますし、事業計画につきましては各年度の総会において決定し、それぞれの地区の実情に即した形で対応されているのが現状であります。

町といたしましては、コミュニティ助成事業などを積極的に活用し、防災用資機材の購入等、活動条件の整備や、昨年設置しました防災行政無線設備を活用した情報伝達手段の確保及び通信訓練の実施など、連携した取り組みを進めて参ります。また、自主防災組織を対象とした講演会の開催やリーダー養成講座等への派遣及び各地区の取り組みや活動についての情報交換会などを開催し、自主防災組織の育成に努めて参りたいと考えております。

次に、橋梁等総点検結果に対する考えと今後の予定についてお答えをいたします。

橋梁点検及び長寿命化計画策定については、今年度から委託により実施しており、来年3月末には点検結果による長寿命化計画をまとめることとしております。現在、平泉町で管理している橋梁は100橋であり、そのうち30年以上経過している橋梁数は71橋ありますので、国において今年創設した防災安全交付金を活用し、長寿命化計画に基づき効率的、経済性の双方について検討し、早期修繕により既存橋梁の延命化を図って参りたいと考えております。

次に、火災報知器の設置率と促進策についてお答えをいたします。

平泉町では、住宅用火災警報器について平成20年6月1日に設置が義務化され、婦人消防協力隊などを中心に設置の促進を図って参りました。平成25年6月1日現在の平泉町の設置率は50%で、一関が60%、岩手県の推計設置率は74.2%で、全国の設置率の平均は79.8%となっております。平泉町は全国平均、県平均を大きく下回っている状況であります。昨年は一関市消防本部での管内の各家庭を巡回しながら、正しい設置方法の指導や設置促進のための啓発活動を実施しており、平泉町でも平泉分署の協力のもと、平泉町消防団や平泉町婦人消防協力隊を中心に設置の促進を図っております。今後も引き続き消防団、協力隊を中心に、消防関係機関と共に設置の推進を図って参りますと共に、独居老人世帯などについては保健センターなどと共に連携しながら設置の促進を図って参りたいと考えております。

次に、2番目の平成24年度総括と成果についてでございます。

初めに、平成24年度決算を総括し、評価できる点についての質問にお答えを申し上げます。

平成24年度の成果につきましては、平成24年度主要施策成果報告書に記載されておりますとおりでございますが、特にも先程議員からお話のありました実質公債費比率につきましては、目標の18%を平成23年度にクリアしまして、平成23年度は15.6%、平成24年度については13.7%という実質公債費比率になっており、当初の目的からすれば大きく改善されたものというふうに考えております。

特に評価できる点というふうなことについて何点か申し上げます。

放射線対策として、除染実施計画に基づく学校、保育所等、子供の生活空間及び公共施設の除染実施による放射線量の低減化や放射線内部被曝健康調査による影響確認が挙げられます。これらの対応により、特に学校生活での放射線に対する不安の解消や、子供の健康への影響は極めて小さいことが確認ができました。次に子育て支援として、中学生までの町単独の医療助成が挙げられます。特に小学生以下の子供への医療費については全額を助成をしております。これは子育て家庭への経済的支援であり、他の自治体と比べても手厚い助成となっておりますことから、少子化、定住化対策につながる施策の一つと考えております。次に防災対策として、平成23年度の繰越し事業になりますが、防災行政無線整備事業が挙げられます。この事業により災害時の対策本部と避難所との通信手段の確保、難聴地区の解消及び一部屋外拡声子局のデジタル化が図られました。次に地域振興として、道の駅平泉（仮称）施設整備検討委員会の設置と道の駅整備基本計画の見直しに取り組み、併せて農業、商業を中心とした新たな地域振興の拠点の整備の体制づくりに取り組みました。また、教育振興として、将来の町を担う子供たちに対し能楽の鑑賞会や平泉学スクールの開催を通じ、町に対する誇りや郷土愛の醸成を図って参りました。

以上、5項目について申し上げますが、これに限らず行政全般にわたり総合計画にのっとりた振興施策が図られたものと認識をしているところでございます。

次に、自主財源の確保策についてお答えをいたします。

自主財源で最も大きな割合を占めるのが町税であります。この町税に関して申し上げます、平成24年度決算で5年ぶりに8億円台と過去最高額となり、震災復興需要と世界遺産登録による効果が表れたものと考えております。今後におきましても、町税の滞納整理の強化を図ると共に、若者の定住化対策や企業誘致による雇用の場の創出など、人口増対策や産業振興策を図ることにより税収の増に結び付けて参りたいと考えております。これまでの公用封筒やホームページへの広告収入、視察の有料化などにも取り組んで参りますが、未利用資産の売却なども引き続き検討して参ります。また、メガソーラーの立地が実現すれば固定資産税の増加が見込まれることから、自主財源の確保の観点からも積極的に進めて参りたいと考えております。

次に、健康福祉交流館の一般会計からの繰入れ増加と改良策についてでございます。

議員ご案内のとおり、健康福祉交流館は平成13年度の開館から13年目を迎え、近隣市町村からの利用者をはじめ町民の健康増進施設として多くの皆さんにご利用いただいているところでございますが、温泉ブームの下火や景気の低迷、近隣に温泉施設が開業するなどの経営環境の変化により入館者は年々減少しているところであります。町民の健康福祉交流館ということで、敬老会への優待券発行や東日本大震災による被災地でのボランティア活動者の無料入浴、ポイントカードの発行、各種キャンペーンによる入館料割引などサービスの拡大を図ってきました。また、施設整備の耐用年数経過による修繕費の増加や、原油価格高騰による燃料費の増加など経営環境の悪化の中、経費節減にも努めましたが、利用者は減少傾向にあります。平成24年度入館料を見ましても、平成22年度比較では3%増、平成23年度比較では19%の減少で、工事費等を除いた収益的支出で平成23年度は294万3,000円の不足、平成24年度には1,282万7,000円の不足となったところであります。この歳出への補てんとして一般会計からの繰入れをしている状況

が続いており、今後も1,000万円程度の繰入れが続くものと見通しております。今後も健康福祉交流館が町民をはじめ多くの方々に一層ご利用、ご愛顧していただければと思っております。そのためには、従来の経営方式をより改善し、安定した運営体制にする必要があります。第三次行政改革プランでは、平成25年度に指定管理者制度、あるいは民間委託等を計画していたところで、予定より少し遅れてしまいましたが、関係者も含め指定管理者制度等の検討をより具体的に進めたいと考えております。

次に、特別会計への法定外繰入金についてお答えをいたします。

当町には特別会計が国民健康保険特別会計など七つの特別会計がございます。このうち、法定外繰入れを行っている会計は、健康福祉交流館特別会計と下水道事業特別会計、そして農業集落排水事業特別会計の三つでございます。これらについては、それぞれの事業目的を達成する上で赤字補てん分ということになりますが、やむを得ずこうした対応を行っているのが現状でございます。

健康福祉交流館につきましては、平成13年度に開館して以来、町民の皆様方の健康増進及び交流の場として活用されておりますが、近隣地域に温泉施設が増えたことや入館者数の減少及び燃料費高騰の影響などもあり、平成22年度以降繰入れを行っている状況でございます。また、下水道事業につきましては、昭和58年度に事業認可を受け、平成7年度から供用開始し、それ以降、現在も計画的に整備事業を推進しておりますし、農業集落排水事業につきましては、平成7年度から事業着手し、平成11年度完了、平成14年度から供用開始しております。下水道事業及び農業集落排水事業それぞれ設備投資に多額の起債を発行しておりますことから、特別会計の大部分を起債償還に充てており、見込まれる下水道使用料だけでは賄えない状況でございます。

これら三つの事業とも、この間、使用料改定など対策を講じてきておりますが、事業目的や整備計画を踏まえればやむを得ないことから、今後もこのような考え方に基づき対応して参りたいと考えております。なお、健康福祉交流館につきましては、昨年度から起債償還が終了したことから、指定管理者制度の活用などについて現在検討を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

丁寧な説明ありがとうございます。

まず、中心市街地に流入する問題ですけれども、先日、先程も私述べましたように、町道花立線があつ豪雨によりまして溢れまして、それが中尊寺通りにも流れてきたと。更には、池上踏切の砂利が流されまして、枕木が出るというような事態でございました。先程も言いましたように、幸いといいますか、タイヤがその時は運休していたものですからよかつたというようなことでございますけれども、この排水路の問題についてよく見ますと、これは鉄道の下を流れている、サイフォンに流れているその水路が当時はよかつたのだろうけれども、現在は、あるいはこの間の雨では履ききれなかつたというようなことで、根本からそこを見直さなければならないのではな

いかというふうに思います。あれはJRのもので、なかなかそういうものは平泉町の財源では難しいのではないかと、思い切った水路の系統を見直す時期に来ているのではないかと。平泉、町の中なら町の中に、例えば鈴沢川なら鈴沢川という一つの大きい川に分散して町の中の水が行けるような水路体系をつくってみるべきではないかと、こういうふうに思いますけれども、どうでしょうか、その辺、お聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

池上踏切の下にあるサイフォンの水路ですけれども、これは基本的には照井堰の用水を下流の元の共立病院の方に引くための水路というふうに聞いておまして、この水量の調整については照井堰の水量調整をしないと難しいという話は地元から聞いております。それで、中尊寺通りの改修にあたって、やはり集中豪雨等で県道が水没するというお話がございまして、県道の分、丸庄の前のところの水路改修、そして元の一関タクシーの前のところの水路改修、これについては、それらの状況を踏まえて改修をするということになっております。

それで、今お話のあった池上踏切の下のサイフォン、これについては、当然中尊寺通りから外れているものですので改修をすると、もしするとすれば当然それについては町ということになりますけれども、これについては先程お話ししたように、用水という大きな役目がありますので、本来であれば地元とすればとめてほしいというのが本音なようでございます。ですけれども、先程お話ししたように、下流で水田に水を引いているという方がおりますので、それも難しいという状況ですので、根本的な見直しというのは現実的には無理ではないのかというふうに見ております。

以上です。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

水田に水を利用するための水路としては十分いいと思うのですが、今回のような集中豪雨になった場合はどうしても履ききれないと。ですから、それらをよそに、枝分かれしている水路が何方向かに分かれているのですけれども、それを分散するようなことは町ではできないのかということをお聞きしたいのですけれども、その辺、お聞きしたいと。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今回の豪雨によりまして、実は吉野屋の後ろ、あるいは今お話のあったところも含めて照井の水が溢れたと、水路そのものから溢れたというところもございまして、これについては分散というのは現実的には難しいと。今回の豪雨では5区から6区にかけての照井堰も水が溢れまして、県道まで田を伝わって水が溢れたという状況もございまして、現実的に分散というのは、何回

も言ってあれですが、難しいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

分かりました。

それと、中尊寺通りの道路への冠水ですけれども、地域住民は役場に何とかしてくれというよりも通行止めにしてほしいという電話を何度かけても出ないと、こういったような現象が起きたので自分たちで結局そのところを何とかしたと、こういったようなことで、まさしくこれは自分らのことを、先程町長が言った自助ですか、あるいは共助、要するに自分たちのものは自分たちで守るというようなことですけれども、それは私はいいいことだったと思うのですけれども、その時に、先程1番議員から出ましたように土嚢ですね、ある市町村では、もうそういったような、ある程度の雨量があるところは水を浸くところだと、改善したいのだけれども、いろいろ町の予算によって順番があると、ではこのところについてはということで土嚢を無償で配っているところもあるのですね。とりあえず、そういう時にはこれで自分たちで、あるいは自主消防で応急手当やってくれと、こういったような土嚢を配っている市町村もございます。本町ではそういったようなことを、もしあれだったらやる気あるかないか、その辺、ちょっとお聞きしたい。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

頻繁に浸水する地区に対する土嚢の配布ですけれども、実際に水の浸きやすい家屋につきましては、何枚かの土嚢については緊急用として配布はいたしてございます。ただ、定期的な配布というようなことではございますので、そういう発生した事実があった場合に、今後これがありましたらこういう形でお使くださいというような形のものを配布してもございますし、土を詰めなくても吸水性ですね、吸水性のある材質が入っている土嚢を配布している経緯ございます。ただ、そういう形の対応については、いずれ検討は十分必要かと思っておりますし、その施設整備につきましても多額の事業費がかかるというようなことで、すぐ対応というようなことは難しいということですので、いずれ自分たち、または近所の方々、自主防災組織の方々による対応というようなこともこれから非常に重要なことになってくるものと考えてございますので、それらの対応できる、しやすい方法等を検討していきたいというふうに考えてございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

先日、教育民生常任委員会で山形の朝日町に行って参りました。平泉とやや同じぐらいの規模のところですが、やはりここも人口減少がものすごいです。その減少と並行に、中心市街地へ皆集まってくるのですね。平泉も恐らく中心市街地に集中してくるのではないかと、将来、私はそういうふうに考えてございます。そうなってくると、ますます中心市街地の防災対策が重

要になってきます。是非その辺も考慮した上で今後、防災対策を考えていただきたいと思います。

次に、自主防災の問題でございます。

防災計画の中に本町のやるべき役割というのがございます。自分たちがやるもの、町がやるものと明確に書いてございます。その中に自主防災の組織普及と教育を行うというようなことが記載されてございます。現在、20組織、町内ではなっているようでございますけれども、これらについて、彼らを、組織を町として、先程の教育を行うというような観点から、総会、もしくは事業活動、こういったようなものを当然呼ばれて総会には行っているかと思っておりますけれども、その辺は呼ばれているのかどうか、そして見ているのかどうか、そして各自主防災会が行っている事業計画等について町に出されているのかどうか、その辺、ちょっとお聞きしたい。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

自主防災組織への町からの指導等ということでございますけれども、21行政区中20区で自主防災組織が立ち上がっているとおりでございます。その際の設立時には招待がございまして、出席した経緯もございまして、もちろん規則等を策定する際に案としてお示ししながら指導した経緯もございまして、ただ、毎年、毎年の総会でその年の事業計画等を定めるものでございまして、全ての自主防災組織から声がかかって呼ばれている状況ではございません。何か所かの自主防災組織からは町長に対してご案内があるようでございまして、その際には行って内容等を把握しているというような状況です。いずれ自主防災組織を設立する段階での規約ですね、規約を策定する際に、基本的なその自主防災組織が取り組むべき事業等はその中にうたってございまして、あとは運営にかかわる組織の形態等もちろん基本的なものうたってございまして、ただ、実際に取り組むべき事業につきましては、それぞれ毎年の総会において、今年についてはいつ頃こういうものに取り組みますというような形を決めながら、それぞれの自主防災会の自主性にお任せしながら実施しているところでございまして、自主防災組織に対して町独自の指導的な事業というものではございませんけれども、一関地区の消防協会の支部での研修会なり様々な研修会がございまして、その際には自主防災組織を組織している団体に対してご案内を差し上げて、その中で代表者の方々が参加しているというような状況で、いろんな形での知識の習得やら、住民というか自主防災会の構成メンバーへの指導等をしているというような状況でございます。

また、自主防災の中にはさすがに温度差がございまして、他の自主防災会ではどういう取り組みをしているのかという形のお話もございまして、今後、それぞれの方々のご意見もまとめながらでございますけれども、連絡協議会なるものを組織しながら、それぞれの自主防災会での取り組み状況をそれぞれが周知した中で、いい方向に取り組めるような形の方策も必要であると思っておりますし、町独自の、自らの命を自らで守らなければならないというようなことの醸成を図るための講演会等の必要性も考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

今、総務企画課長が話しましたように、この温度差がものすごくあるように感じてございます。町の役割として先程言いましたように、リーダーの育成、こういったようなことも行うというように書いてございます。あるいは各種講習会に派遣して、そして育成も図るといったようなことがありますけれども、なかなかその辺が温度差が非常にあるのではないかと、総会すら開いていないといったようなところもちらほら聞こえてきております。その辺は是非、何とか町の方からやってくれと、本来は自分たちが言われなくてもやるのが本来の筋ですけれども、是非町の役割として、そういったようなことがあるのですので、その辺はひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、私は20年ぐらい前、ある施設にクリスマスのケーキを持って行って食べてくださいということでボランティアで持っていった時がござひます。そうしたら、そのあとから別の団体もケーキを持ってきたと。そして帰ろうかと思つたら、またもう一人、別な団体からケーキが、全部で大きいケーキ三つになったのですね。その時、受け取る側の人たちは、あら、またケーキが来た。こういうことで、それでちょっと私も感じまして、だったらそういうボランティア団体が集まって同じことを、むだなことをしないように、有効に事業が発展するように、各団体がですね、みんなで集まってサミットでもやらないかというようなことで、この役場を借りてサミットを開催したことがござひます。その時に、同じことをやっても、なるほど、こういうやり方があるのだというようなことも本人たちが気が付いた。行く時にはもうみんなで、あそこについては少しずつ金出して前よりちょっと大きなケーキ一つでいいのではないかとこの連帯が生まれてくると、こういうふうにするのですね。ですから、この自主防災も是非、その各地区の団体の発表の場、そういったようなものを是非主催していただいて、そうすると、あそこでああいうことをやっている、私たちの方でもあのくらいならやるのいいというようなこと、例えば12区なんかは自主防災が積極的に放射能の検査を、というか測量をやったりしてみんなに渡していると、こういったようなこともやっているところもあるのです。是非、そういったやる気を起こさせるような指導をひとつお願ひしたい、こういうふうと思ひます。

次に、先程、気象業務整備計画の中に気象観測態勢の整備とか充実とかというようなことがござひます。是非、この間は80ミリといったようなことがあったようですけれども、ある程度、もうここまで来れば、どのくらいの雨量があればこの川が氾濫するぐらいのことはもう大体分かりますので、是非、これからの雨量がこのくらいに達しそうだ、何の何番地の水路が氾濫する危険性が出てきますぐらいのことは防災無線で流してもいいのではないかとこの思ひますけれども、その辺はどうでしょうか、お聞きします。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

ただいま議員ご指摘のとおり、様々な情報を素早く入手しながら、そういう形のシミュレーションが図れば非常に望ましいところだと思っておりますけれども、どうしても雨量の強さだったり範囲だったりによりまして、河川、または水路に集まってくる、到達するまでの時間等の把握というものも、もちろん北上川等の大河川もそうですけれども、大変それらを集約、シミュレーションするのは大変難しい業務ではないかと考えてございます。いずれ、情報収集につきましては様々な方法で、インターネットを介してとか様々な方法でその情報を入手することはできますので、それらを活用しながら、なかなか判断云々の話まではいきませんけれども、速やかに避難が必要だとか、そういう形のものにつきましては、避難の指示形態につきましては、今後それらの情報の把握をしながら、速やかにできるような体制整備をとということで努めて参りたいというふうに考えたいと思います。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

分かりました。

次に、橋梁のことについては、まだ調査と中といったようなことのようにございますので、これは先程の説明で十分でございますので、次に進みたいと思います。

火災警報器の設置問題でございます。岩手県平均よりも非常に設置率が悪いと、事故が起きてからでは遅いと。以前、私はこの件に関しまして、火防点検の時に是非消防団の方をお願いをして、消火器だけの点検だけではなくて、是非火災警報器も設置してあるかどうかということをお願いしてはいかがかと、こういったようなことを言った経緯がございます。その辺はやったのかやらないのか、その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

火災警報器の設置点検につきましては、毎年の対応ではございませんけれども、過去におきまして火防点検等を活用いたしまして、婦人消防協力隊、消防団等の方々にお願いして把握した経緯がございます。ただ、現在の出ている50%という数字につきましては、消防救急業務を一関市消防本部に委託していることから、一関市の条例に基づきまして、一関市の消防本部が抽出した形で点検をした形で毎年更新をしているというような数字でございます。いずれ、世帯数が増えている状況がございますし、それからそういう関係上、実際的には設置している箇所は増えているにもかかわらず率が伸びないということもあるようでございます。ただ、50%でございますから、県平均からかなり下回っているという状況でございますので、今後、また消防の幹部会等を通して消防団、あるいは消防協力隊の方と協議をいたしまして、もっと正確な数値を把握する方法を、一関消防本部からの指導等もいただきながら検討して参りたいというふうに考えてございます。

議 長（青木幸保君）

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

今、町では毎年、リフォーム助成とか耐震補強助成とか、そういったようなものを行っておりますけれども、そういったようなものを助成したところに対しての検査体制はどういうふうになっているのか、その辺、ちょっとお聞きしたい。完了検査。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

住宅リフォーム事業の完成検査についてお話ししますと、まず支払った形跡がきちんと確認できること、そして町内業者、当然それは町内業者の領収書なり請求書であるということ、そして写真で完成している、着手前の写真と完成後の写真を添付していただいておりますので、それをもって確認をしているという状況でございます。

議 長（青木幸保君）

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

それはそれでいいのですけれども、その中の火災警報器の問題は設置義務とか、リフォームする時には必ずこういうものをつけなさいよというような基準はございますか。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

現在の行っております住宅リフォーム事業、この事業についてはそういう制約はございません。

議 長（青木幸保君）

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

是非、公金を使って助成をする、こういったようなことですので、最後の完成写真の中にその警報器の設置した写真も添付せよというような形の条件は付けられないのですか。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

これは国からの補助金をもらってやっている事業ですが、その中にそういうものはないというふうに記憶しております。基本的には建築確認法上の制約、それさえクリアしていれば、この補助事業については問題はないというふうなものでございます。

議 長（青木幸保君）

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

町単独ではそれはできないのですか。あるいは火災警報器が2,000円や、金額にしたら微々たる金額です。その分は国からもらわないで平泉町から出してもいいから、そのリフォームをやる時にそれも写真と一緒に出せと、その分は金額が小さい金額ですので、そのくらいそれに付けても、国のものをあてにしないで、それぐらいは単独でもできるのではないですか。そこをちょっとお聞きします。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それについては検討はしてみたいと思いますけれども、ただ、この事業費につきましては、上限がいくらかかっても20万円という上限がございますので、現実的にはなかなか難しいのではないかというふうに見ております。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

逆に20万円ですので、そのくらいの火災警報器ぐらいはつけられると、施主の方ですね、私はそう思います。ですから、せっかく助成する相手が、法律で義務付けられているものを守らないものに助成をするということ自体、本来はあってはならないことではないかというふうに私は思うのです。ですから、その辺は是非、強力なる設置を押し進めていただきたいと思います。

次に、大きな2番に入ります。

おかげさまで、町長は先程、自主財源、町税8億円台にやっとなったと、確かに嬉しいことでございます。この2年間、やはり震災後、あるいは世界遺産、これがなった以後、自主財源が伸びております。それ以前は本当に自主財源が乏しいというようなことでしたけれども、大幅に改善されてきております。ただ、私はこれ、平泉町の俗にいうGNP、平成21年度と平成22年度しかまだ発表されておられませんけれども、これらの伸び率からいくといつまでも続かないのではないかと、あるいは分配所得の方を見てもそんなに伸びていないということになると、今回の税率が伸びたのは非常に嬉しいことではありますけれども、本気になって自主財源の確保策をもっと考えていかなければならないのではないかと思います。俗にいう健全運営は3割財政というふうに言われております。いまだかつて平泉町は自主財源が3割になったことはないとは私は記憶しております。やっとなつと、平成24年度では26%までいきました。去年は21.6%でした。30%までいくのにもう少しだと、自主財源を確保すればですね。その辺はもう少し頑張ってみるべきではないかと。3割自主財源確保できればまずまず安泰だというふうに俗に言われているように思います。何か町長、そういった種々、自主財源の確保策について、いろんなものを売ったり何なりということがありましたけれども、町長、何か自主財源を捻出するもと、方策、何かあるかどうかお聞きしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

自主財源は本当に3割という目標をやはり確保したいというのは私もそのとおりだというふう
に思っています。遊休土地というようなものの処分というものも考えておりますし、来年、
今年度、間もなくですが、メガソーラーの関係で事業の認可が東北電力なり通産局の方から示さ
れば、それによる自主財源というのが確保できるのかというふうなところが現時点では予測さ
れる分としてですが、大きいものになるのかというふうには考えております。

議 長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

今回の自主財源の伸びた大きな要素の中に法人町民税、これが173.2%の伸び率ということで
非常に、これは先程町長が申しましたように震災か、あるいは世界遺産の関係かというふうに喜
んでいるわけでございますし、それに伸びたのはたばこ税が若干伸びたと、これが大きな要素で
はなかったかというふうに思うわけでございます。いずれ、そういったようなことで自主財源の
確保に努めていただきたいと思います。

その自主財源を確保するために私は足引っ張りになっているのが町民温泉だというふうに思い
ます。利用者が15%も減った、入館料も840万円も減った、一般会計からの繰入金で平成24
年度で約1,600万円、私の計算では、これを見ると1,200万円ほどということになっておりますけ
れども、工事費云々がございまして、いずれ1,000万円以上の金額がこの町民温泉につき込ま
れていると、果たしてそれだけのものを積んで、そこまでやって運営しなければならないのかと、
早急に私は、去年は非常に少ない額でした。要するにお客さん来ていただいた、もちろん入湯料
も入った、そういう時だからこそ指定管理者に早く持っていった方が金額が少なくて済むのは
ないか、さんざんつき込むようになって最低でも、こういう数字を見ますと、このくらいもらわ
なければ私はやりませんというような形になってきて、何のための指定管理かというのが分から
なくなるといったようなことですので、早急に推し進めてもらいたいと。

次に、法定外繰入金についてでございます。

私は分かりますけれども、去年、国民健康保険が上がりました。厚生労働省は平成27年4月
1日から市町村の国民健康保険を岩手県全部の、一つの1県の広域化にしたいというような方法
で、もう既に取り組んでいる県もあるようです。実施は平成27年からです。このまま国民健康
保険をやっていると恐らくそれまでの間に、岩手県はまだそこまでいっていないようですけれ
ども、いずれはそういう時期が来ると、何か広域化に向けた何か説明があるのかどうか、その辺を
お聞きしたいと。岩手県では。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

岩手県と言いますよりも政府の社会保障制度の改革の中で、保険者の都道府県への移行を一応平成29年度を目標とするということになっております。そして、そのためには法案が平成27年に法案を国会に提出して進めるというような状況のようでございますし、また、岩手県の中では広域化計画というのがございまして、その中でも今、各市町村の保険者の是正を図るような状況で、例えば高額医療費であったり、その辺の部分について各市町村で拠出して交付金ももらうというような、そして公平な保険者になれるようなというような今事業は、保険財政の共同の安定化事業というのを進めていますので、それが今後、国会の中で動くことによってそれらも動いていくのかというふうに思っております。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

私が心配しているのは、岩手県が一つの健康保険になると掛け金も段階あって一律になると思うのです。その時に、平泉のように比較的所得が少ない市町村といっぱいあるところの市町村と頭均しでやられた時に国民健康保険税そのものが上がるのではないかと、私はそこを心配しているのです。ですから、その時に、それが平成27年度から、あるいは平成28年度ということになってくるとそれまで3年、4年あると、絶対このままでいったら国民健康保険税をまた改正して上げなければならない時期が、もうそう遠くない時期に私は来ると読んでいるのです。その時に、もうこれ以上、今、消費税の問題だ何だという時に、保険税がもし上げなければならない時期が来た時にどうしても一般会計から繰入れを行わざるを得ない時期が来るのではないかと。その時は町長はどういうふうに考えるのかということ、以前上がる時には、私は、これは特別会計ですし、利用する者が負担するのはこれは100%そのとおりですけれども、町長、最後にそのところ、気持ちをお聞きしたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

これで高橋幸喜議員の質問を終わります。

議長（青木幸保君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は明日11日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

散会 午後4時15分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署名議員 石 川 章

同 佐々木 雄 一